



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1931年「師範学校規程」改正について
Author(s)	逸見, 勝亮
Citation	北海道大學教育學部紀要, 30, 1-44
Issue Date	1977-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29162
Type	departmental bulletin paper
File Information	30_P1-44.pdf



1931年「師範学校規程」改正について

逸 見 勝 亮

On the Amendment of “Normal School Ordinance” in 1931

Masaaki HEMMI

目 次

は じ め に	1
1. 政友会田中内閣下での師範学校制度改革構想	5
(1) 1928年師範教育令改正案	5
(2) 「師範学校教育改善＝関スル要綱」	11
2. 田中隆三文部大臣の師範学校制度改革	17
(1) 第二部修業年限延長方針の確定	17
(2) 師範学校制度改革の具体化	22
3. 師範学校における地方財政緊縮方針の具体化	31
む す び	42

は じ め に

文部省は、1931年1月10日文部省令第一号をもって「師範学校規程」を改正した。改正した箇所は、ほぼ3分の1に相当する33の条文におよび、この改正により師範学校第二部制度の位置づけが大きな変化をとげることとなり、さらに師範学校の学科編成と教科の基本目標も大きく変った。同年3月11日には「師範学校規程」の改正を受けて文部省訓令第七号をもって「師範学校教授要目」の全面的改正を行ない、各教科の細目にわたって変更の手を加えた。

「師範学校規程」改正に際し、師範学校制度にかかわる条文の改正は次の二点であった。第一は、第二条を「本科ヲ分チテ第一部及第二部トス但シ第二部ハ土地ノ情況ニ依リ之ヲ設ケサルコトヲ得」という従来の規定から「本科ハ之ヲ第一部及第二部トス但シ文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得」と改めた点である。第二は、第四条第二項を「本科第二部ノ修業年限ハ男生徒ニ就キテハ一年女生徒ニ就キテハ一年又ハ二年トス」とあったのを「本科第二部ノ修業年限ハ二年トス」と改めた点である¹⁾。

その結果、それまで男子は1年、女子は1年または2年であった第二部の修業年限は男女ともに2年となった。それとともに第一部を必ず設置し、第二部は設置してもしなくともよいとしていたのを、文部大臣の認可を得れば第一部第二部のどちらかを単独で設置できることとなったのである。

以上の制度改革、特に第二部の修業年限を2年としたことによって、第二部における「師範教育ヲ充実シ以テ本科第一部ト対等タラシメ之ト併行シテ共ニ小学校教員養成施設ノ本体タラシムルコトヲナセリ」²⁾ というのが「師範学校規程中改正ノ要旨並施行上ノ注意」(1931年1

月20日、文部省訓令第一号)における文部省の説明であった。しかし、第二条の改正については第一部第二部の「両者ヲ併せ置クヲ本則」とし、特に第二部単独設置については「事全ク創始ニ属スルヲ以テ一層慎重ニ考慮」するようにとの注釈が付加えられていた³⁾。このように文部省の方針は「師範学校規程」の条文と、「師範学校規程中改正ノ要旨並施行上ノ注意」との間で必ずしも一貫したものではなかった。

改正前の「師範学校規程」第二条、第四条の運用は、第二部を「設ケサルコトヲ得」という条文上の規定にもかかわらず、第一部第二部を併置するというのが実態であったので、「文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ一ヲ置カサルコトヲ得」という点は、第二部の単独設置が可能になったというのが当時の一般的理解であり、「師範学校規程」改正の最も重要な問題であると受けとめられたのであった⁴⁾。そして、これら2点の改正によって1908年に第二部制度が発足して以来、教員養成に関しては最も激しい論議を呼んだひとつであった第一部(修業年限2年の高等小学校卒業を入学資格とする修業年限5年の課程)、第二部(中学校、高等女学校卒業を入学資格とする)⁵⁾のどちらを師範学校の「本体」とすべきかという論争⁶⁾に対する回答を文部省は出したことになる。と同時に、必ずしも多かったとはいえないけれど幾つかの県で第二部生徒の募集停止が行なわれ第一部のみの師範学校が出現したこと、あるいはまた第二部だけの東京府大泉師範学校の新設(1938年)などの例を除けば、1931年の「師範学校規程」の改正は、1943年に「師範教育令」の改正を行なうまでの師範学校制度の枠組を決定づけたものであった。

「師範学校規程」改正の意義や性格、歴史的背景を解明するためには、学校制度と教科編成・教育内容の両面にわたる分析を必要とするのは当然であるが、本稿では既に述べたような事情を考慮して「師範学校規程」の改正をもっぱら学校制度それも第二部制度に限定して分析することとする。

師範学校第二部制度については、いわゆる第一部本体論、第二部本体論との関連で、1910年代後半以降の教育制度改革案、文政審議会諮詢第三、九、十二号の討議、帝国議会における質疑応答などを資料とした言及はある⁷⁾。しかし、一般に1930年代以降敗戦にいたる間の教員養成に対する関心は強いものではなく、1931年の「師範学校規程」改正について直接立入った研究は少ない。そういう状況のなかでも第二部修業年限延長の問題には当然多くの注意が払われているが、その評価は次のように様々である。

対村恵祐氏の場合は、「第二部が第一部と対等の位置を占め、さらに府県ではそのうちのいずれかを置かないことができることとなった⁸⁾と「師範学校規程」の条文解説や文部省の趣旨説明の域を出るものではない。

山田昇氏も「一部二部を全く対等とみなす制度改革」であるとし、さらに「中等教育全体の改革の一環」として構想されたものであって、「第二部の年限延長と第二部に正規の教員養成の位置を与えたことは、師範学校の専門学校化への漸進的な布石となったことはたしかである⁹⁾と1943年に行なわれた「専門学校程度への昇格」と結びつけて積極的評価を与えているようにみうけられる。このような積極的評価とどう関連させているのか明らかではないけれど、彼が「一部生の思想問題というものが大きなきっかけとなったことは事実であろう¹⁰⁾と指摘している点は、1931年の制度改正の性格を考えるうえで示唆的である。

「尋常小学校卒業以後の通算教育年数および設置上の取扱いについて一・二部間の対等化を期し、併せて師範学校の経営上の合理化を図ろうとする趣旨に出たものに過ぎなかった。つまり、これはあくまでも第二部の卒業生数増加および地方財政負担軽減の必要性という現実に対

応する措置によるものであり専門学校への昇格を前提として第二部の拡充を推進しようとの意図に基づくものではなかった¹¹⁾ というのは、阿部彰氏の基本的評価である。彼は、地方財政節減の意図を指摘してはいるが、評価の力点は「第二部の拡充」との関連においては積極的な意義はないという点にある。

このようにいずれの場合においても、第一部第二部の「対等化」を行なったという文部省の説明の域を出ていないという感を免れない。また積極的であれ消極的であれ「専門学校程度への昇格」との関連で第二部制度改正の意義を説明するという点でも共通している。「思想問題」や地方財政緊縮方針との関連は単なる指摘にとどまっていた、第二部修業年限を延長した文部省の意図や、第一部第二部が「対等」になったという新しい師範学校制度がどのように実施されたのかという点などについて厳密な分析はほとんど行なわれていないといつてよい。

さらに大きな問題点がある。それは「師範学校規程」改正の意義を探るうえで重要だと思われる改正にいたる過程の分析がきわめて不十分なことである。というのは「師範学校規程」改正は、せいぜいのところ文政審議会諮問第十二号に対する答申にもとづいて決定したと説明するのが普通であるからである¹²⁾。けれども内閣総理大臣が文政審議会へ「師範教育改善＝関スル件」を諮問したのは1930年12月4日、答申を得たのは同年12月23日、「師範学校規程改正ノ件」公布が1931年1月10日であり、この間わずかに1カ月余に過ぎないのである。山田昇氏が「年限延長といったかなりの財政措置を要すべきこの問題が……きわめて短日月のうちに強行実施された¹³⁾」と述べていて、この点に関する着目は皆無という訳ではない。しかしながら彼の指摘は、重要な問題を短期間のうちに「強行実施」したことに経緯における問題点を見出しているに過ぎない。国立公文書館が所蔵している文政審議会に関する文書には、参考書類、諮問第十二号にかかわる部分に公布されたものとまったく同文の「師範学校規程」改正案が活字本で含まれており、諮問以前に周到な準備が行なわれていたことは確実である。

たとえ改正準備の開始を諮問以前に求めた場合でもなお問題点がある。阿部彰氏は「……文相田中隆三は、もはや第一部の補足的な存在といえなくなった第二部の取扱いを改めるため一九二九（昭和四）年五月師範教育調査委員会の議を経て成案を得、文政審議会に付議する準備を進めた¹⁴⁾」と述べている。浜口内閣三人目の文部大臣田中隆三が、成案つまり「師範教育調査委員会報告」を参考にしたのは事実だが、この内閣が発足したのは「師範教育調査委員会報告」ができあがったより後の7月2日であり、田中隆三が文部大臣に就任したのは11月29日のことであって先の阿部氏の記述は明らかに誤りを含んでいる。

これらはもちろん単なる事実の誤認に過ぎないかもしれないが、いずれも文政審議会に関する文書を基礎的な資料としている研究においてみられたことがらであり、従って文政審議会に関する文書、特に議事速記録の読み取り方にも問題を含んでいるのではないかということを予想せしめるのである。一例だけあげるが、後にやや詳しく述べるように諮問第十二号に対する答申には四項目の希望条項が付されていた。そのなかには「第一部二学級（新規募集）以上ノ学級ニ在リテハ先ツ第一部ノ学級数ヲ減ズ」とあったにもかかわらず、阿部彰氏は希望条項の意味を「第二部の年限延長が少くとも第一部の『犠牲』（学級数削減）の下になされることのないように当局側が最大限の努力を払うことになった¹⁵⁾」と評価しているのである。

「師範学校規程」改正については、少なくないスペースがさかれているにもかかわらず既に幾つか指摘したような問題点を含んだ研究状況にある。

本稿では、「師範学校規程」改正にいたる過程を1927年までさかのぼって分析することに

よって、第二部制度改正が「思想問題」対策と地方財政緊縮方針の一環として具体化したものであること、および改正「師範学校規程」の運用特に第一部第二部が「対等」になったという点、地方財政緊縮方針がどう具体的に展開したのかという点を制度面の実態に即して明らかにすること、これらが第一の課題である。

第二の課題は、「師範学校規程」を改正するうえで最も主導的な役割を果たしたのは、文政審議会などではなくて文部省であるという点を解明することである。

<註>

- 1) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』(以後『発達史』と略す)第7巻, 龍吟社, 1939年6月27日, 651ページ。
- 2) 同上, 669ページ。
- 3) 同上, 669~670ページ。
- 4) 文部省は、準備過程では「道府県では第二部のみの師範学校を設置し得ること」と、第二部単独設置を可能にする旨明確に述べていた。1930年9月6日付『東京朝日新聞』(縮刷版, 以後特に断わらない)による。
また、文政審議会の諮詢第十二号をめぐる議論の中で、諮詢案に対する最も強い批判は第二部単独設置に反対するという立場からのものであった。
- 5) 改正前「師範学校規程」における第一部第二部の入学資格に関する規定の全文は次のようであった。
第四十九条 本科第一部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限二年ノ高等小学校ヲ卒業シタル者若ハ年齢十四年以上ニシテ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者タルヘシ
第五十条 本科第二部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ男生徒ニ就キテハ中学校ヲ卒業シタル者又ハ年齢十七年以上ニシテ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者, 女生徒ニ就キテハ修業年限ヲ一年ト為シタル場合ニ就テハ修業年限五年ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ年齢十七年以上ニシテ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者, 修業年限ヲ二年ト為シタル場合ニ於テハ修業年限四年ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ年齢十六年以上ニシテ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者タルヘシ但シ当分ノ内修業年限ヲ一年ト為シタル場合ニ於テ修業年限四年ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ年齢十六年以上ニシテ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ヲ入学セシムルコトヲ得(『発達史』第7巻, 524ページ)。
- 6) 例えば、帝国教育会は「戦後教育調査報告」を『帝国教育』第409号(1916年8月1日, 89~91ページ)に発表したことが、そのなかで「師範学校ハ、五ヶ年中学校, 五ヶ年高等女学校ノ卒業生又ハ之ト同等以上ノ学力アル者ヲ採リ, 二ヶ年以上ノ師範教育ヲ施スコト」としていた。これをめぐり『帝国教育』誌上にいわゆる第一部本体論第二部本体論がしきりと掲載されるようになる。
- 7) 次のような文献がある。
○国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第5巻, 第6編, 第4章「教員養成」(林三平執筆), 教育研究振興会, 1974年8月, 591~672ページ。
○阿部彰『文政審議会の研究』第4章「師範学校第一部, 第二部制と文政審議会」, 風間書房, 1975年3月31日, 141~201ページ。
○中内敏夫・川合章編『教員養成の歴史と構造』III「大正, 昭和戦前期の教員養成」(山田昇執筆), 明治図書, 1974年9月, 160~241ページ。
- 8) 中島太郎編『教員養成の研究』第一法規出版社, 1961年2月10日, 103ページ。
- 9) 前掲『教員養成の歴史と構造』208ページ。
- 10) 『同上』205ページ。
- 11) 前掲『文政審議会の研究』147ページ。
- 12) 筆者もこのように述べたことがあった(「満州事変前後における師範学校政策に関する一考察」『北海道大学教育学部紀要』第17号, 1970年1月30日, 78ページ)が、この指摘は修正しなければならない。
- 13) 前掲『教員養成の歴史と構造』206ページ。
- 14) 前掲『文政審議会の研究』147ページ。
- 15) 『同上』149ページ。

1. 政友会田中内閣下での師範学校制度改革構想

(1) 1928年師範教育令改正案

政策レベルの師学範校第二部修業年限を延長しようとする方針は、田中義一内閣のもとで進められた「師範教育令」(1897年10月6日公布, 勅令第三四六号)の改正案の中でまず具体化した。

1927年4月20日に成立した田中義一政友会内閣は、若槻前内閣が文部大臣岡田良平のもとで準備を進め枢密院へ諮詢していた「師範教育令改正ノ件」(以後「1927年案」と呼ぶこととする)を5月6日撤回することを決定し、11日には枢密院へ通知した¹⁾。これが最初の措置であった。「1927年案」は全20条と附則2項からなる「師範教育令」の改正案であり、1926年12月24日文部省決定²⁾、1927年3月31日の閣議決定を経て4月6日「専門学校令中改正ノ件」「大学令中改正ノ件」とともに枢密院へ諮詢されていたものである。

「1927年案」は、「師範教育令」の有名な「三徳性」すなわち「順良信愛威重ノ徳性」にかえて「教育者タルノ人格ノ陶冶及国体觀念ノ養成」をうたい、市立師範学校を設置し得ること、高等師範学校専攻科卒業者に学士称号を与えることを新たに規定し、それまでは省令で定めていた修業年限、入学資格、附属学校などを条文に盛り込み、「師範教育令」が附則2条を含めても全11条であったのにくらべて、高等師範学校、女子高等師範学校、師範学校に関する詳細でしかも抱括的な勅令として用意されたものであった。田中政友会内閣が「1927年案」のみを撤回したのは、新たに付加えたり変更したりした諸点について反対していたからではない。政友会は、1925年に岡田良平が行なった師範学校の予備科を廃止して第一部の入学資格を2年制高等小学校卒業と改め、同時に修業年限を5年とした措置に対して「単ニ量ノ問題デアッテ質ノ問題デハナイ」と批判的であり「師範教育ノ質ヨリシテ之ヲ改善」することを求めている³⁾。さらに1925年に発表した「政友会教育政策」⁴⁾には「師範教育改善」の一項が含まれており、そこでは「……師範学校第二部の奨励助長に力め、一層之が拡張を増大し、小学校正教員の充実に関し遺憾なきを期する事」と師範学校第二部を一層重視すべきであると主張していた。従って「1927年案」がその第十二条で「師範学校ニ第一部及第二部ヲ置ク但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ第二部ハ之ヲ置カサルコトヲ得」と、表現は多少異なるけれども1907年4月17日文部省令第十二号「師範学校規程」第二条が「本科ヲ分チテ第一部及第二部トス但シ第二部ハ土地ノ情况ニ依リ之ヲ設ケサルコトヲ得」⁵⁾と規定していたのを踏襲していたこと、いいかえればいわゆる第一部本体論の立場をとっていたことを容認できなかったのである。

三土忠造文部大臣は、5月6日の第53回帝国議会衆議院において諮詢撤回の理由として、岡田良平前文部大臣が「一部制ニ重キヲ置イテ、二部制ヲ従ト致シタ、然ルニ貴族院ニ於キマシテハ、二部制ヲ主トシテ一部制ヲ従トシヤウト云フ議論ガアリ……是ガ為ニ貴族院ト前内閣トノ間ニ非常ナ紛更ヲ来シタ」ことを挙げ、「教育制度ノミナラズ、政治的ニ申シマシテモ、余程研究ヲ要スベキ問題ガ含マレテ居ル」からだとして述べていた。続けて今後の方針にも言及し「一応撤回シテ十分ニ研究ヲ致シマシテカラ、更ニ私共ノ所信ニ依ッテ安心ヲ得タ所デ、枢密院ノ御諮詢ヲ仰ギタイ」と「師範教育令」の改正に手をつける意向を表明した⁶⁾。政友会田中内閣は、発足してまもなく「1927年案」枢密院諮詢撤回という措置をとり、今後教員養成制度改革に関しては岡田良平とは異なった方針で臨むことを表明したのであった。5月30日三土文部大臣が近畿中国四国師範学校長会の代表に「師範学校ノ現制度タル一部主二部従ノ主義ハ宜

シク之ヲ改メテ各府県ノ随意タラシムベシ即チ一部主二部従、二部主一部従又ハ一、二部単用等夫々地方ノ情況ニ適セシムルヲ可トス 余ハ二部ノ制ヲ良好ト認ムルヲ以テ之ヲ修業年限二年以下トシテ広く採用センコトヲ望ム⁷⁾と話しており、「1927年案」にいまだ對置すべき案を有してはいなかったと思われるけれど、師範学校の第二部をどう取扱うかが最も大きな問題となるであろうことは、文部大臣のこれらの発言から十分窺えるところである。

6月29日地方長官會議において田中内閣二人目の文部大臣水野錬太郎が行なった訓示の中では「教員養成ノ施設ニ関シ適當ナル改善ヲ行ハシムルヲ期シテ居リマス⁸⁾」と教員養成についても簡単に触れていたが、これが単に一般的姿勢を示したに過ぎないものなのか、あるいはまた具体案の準備を示唆したものであるのか、今のところ定かではない。

経過はよくわからないが文部省は、先に述べたように師範学校第二部の取扱いに関しては、岡田前文部大臣とは方針を異にしながらも教員養成制度の改革を「師範教育令」を改正することによって実現するという点を踏襲して準備を進めていたいたものと思われる。それを裏付けるのが「昭和三年師範教育令改正案」（以後「1928年案」と呼ぶこととする）の存在である。「1928年案」は、文部省教育調査部が編集した『大正七年以降 師範教育制度ニ関スル改正及改正諸案⁹⁾』に含まれている「師範教育令」の改正案である。その全文は次のとおりである。

- 第一 条 師範教育ニ於テハ教育者タルノ人格及国体觀念ノ涵養ニ努ムヘシ
- 第二 条 師範学校ハ小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス
高等師範学校ハ師範学校、中学校及高等女学校ノ教員並之ニ準スヘキ学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス
師範大学ハ高等学校高等科、師範学校、中学校及高等女学校ノ教員並之ニ準スヘキ学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス
- 第三 条 北海道及府県ハ師範学校ヲ設置スヘシ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限り師範学校ヲ設置スルコトヲ得
- 第四 条 師範学校ノ経費ハ北海道地方費、府県又ハ市ノ負担トス
師範学校長ノ俸給ハ国库負担トス
- 第五 条 師範学校ニ第一部及第二部ヲ置ク
但シ土地ノ情況ニ依リ第一部又ハ第二部ノミヲ置クコトヲ得
師範学校ノ修業年限ハ第一部ニアリテハ五年、第二部ニアリテハ二年トス
- 第六 条 師範学校第一部ニ入学ヲ志願スルコトヲ得ル者ハ修業年限二年ノ高等小学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス
師範学校第二部ニ入学ヲ志願スルコトヲ得ル者ハ中学校又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者若ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス
- 第七 条 師範学校ニ専攻科、小学校教員講習科及幼稚園保姆講習科ヲ置クコトヲ得
- 第八 条 師範学校ニハ附属小学校ヲ置クヘシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小学校ヲ以テ代用スルコトヲ得
師範学校ニハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ附属幼稚園ヲ置クヘシ
- 第九 条 高等師範学校ハ官立トス

- 第十條 高等師範学校ノ修業年限ハ之ヲ四年トス
- 第十一條 高等師範学校ニ入学ヲ志願スルコトヲ得ル者ハ師範学校、中学校又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者若ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認めラレタル者トス
- 第十二條 高等師範学校ニ専攻科、専修科、教員講習科及幼稚園保姆養成科ヲ置クコトヲ得
- 第十三條 男子ノ高等師範学校ニ附属中学校及附属小学校ヲ置キ女子ノ高等師範学校ニ附属高等女学校、附属小学校及附属幼稚園ヲ置ク
- 第十四條 師範大学ハ官立トス
師範大学ニ関シテハ本令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外大学令ノ定ムル所ニ依ル
- 第十五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ師範学校、中学校、高等女学校、実業学校（実業専門学校ヲ除ク）、盲学校及聾啞学校ノ教員又ハ幼稚園ノ保姆タルヘキ者ヲ養成スル為其ノ養成所若ハ養成科ヲ設置スルコトヲ得師範学校、中学校、高等女学校及実業学校（実業専門学校及実業補習学校ヲ除ク）ノ教員ノ養成所又ハ養成科ハ之ヲ國ニ於テ設置スルモノトシ実業補習学校、盲学校及聾啞学校ノ教員又ハ幼稚園ノ保姆養成所若ハ養成科ハ之ヲ國、北海道、府県又ハ市ニ於テ設置スルモノトス
- 第十六條 北海道、府県又ハ市ニ於テ師範学校教員及保姆ノ養成所又ハ養成科ヲ設置シ若ハ之ヲ廃止セントスルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十七條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外高等師範学校及師範学校ノ学科、学科目及其ノ程度、生徒ノ入学、退学及懲戒、卒業者ノ服務義務並師範学校ノ設置、廃止、設備、編成及教科書ニ関スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム
本令ニ定ムルモノヲ除クノ外高等師範学校ノ専攻科、専修科、教員講習科及幼稚園保姆養成科教員及保姆ノ養成所及官公立学校ノ教員及保姆ノ養成科並師範学校ノ専攻科、小学校教員講習科及幼稚園保姆講習科ニ関スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム
本令ニ定ムルモノヲ除クノ外高等師範学校ノ附属中学校、附属高等女学校、附属小学校及附属幼稚園ニ関スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第十八條 高等師範学校及師範学校ノ生徒ニ對シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ学資ヲ支給ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ私費生ヲ置クコトヲ得

附 則

本令ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年勅令第四百三十号ハ之ヲ廃止ス

文部省がこの案をいつごろから準備していたのかを確認することは困難であるが、「1928年案」の附則に「本案ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス」とあるように、1929年度から実施すべく準備していたものである。また当然文政審議会および枢密院に諮詢するはずのものであり、そのために必要な時間を考慮すれば1928年のそう遅くない時期には完成していたと思われる。

また、「1928年案」はどの段階での決定を経たものであったろうか。これまた確認すべき資料は乏しいが、次のような推定は許されよう。『大正七年以降 師範教育制度ニ関スル改正及改正諸案』には、改正諸案として「1928年案」の他に臨時教育会議の「師範教育ニ関スル件答申」、文政審議会諮詢第九号および答申、「1927年案」、「昭和六年学制改革案」の教員養成制度に関する部分、「昭和九年師範教育制度改正案」が載っている。臨時教育会議の答申以外はいずれも政府あるいは文部省の正式決定を経たものであり、教育調査部が「1928年案」をこれらと共に編集したということは、この案が文部省の正式決定が、あるいはそれにごく近い性格のものであったことを示している。ただ新聞や雑誌ではこの案を見出せなかったので一般に公表されたとは考えにくい状況もあり、どちらかといえば後者である可能性が高いように思われる。

「師範教育令」と比較した「1928年案」の特徴は次の諸点に整理できる。

① 教員養成の基本理念を「順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコト」から「教育者タルノ人格ノ陶冶及国体観念ノ涵養」へと改め、高等師範学校、女子高等師範学校、師範学校の目的規定と分離したうえで、それを第一条に掲げた¹⁰⁾。

なぜこのように改めたのかを考えると、1925年12月4日文政審議会に対する諮詢第九号で「師範教育令」第一条第四項を「高等師範学校、女子高等師範学校及師範学校ニ於テハ教育者タルノ人格ヲ陶冶シ特ニ国家思想ノ涵養ニカムヘキモノトス」と改めるように提案した際の文部省側の説明は示唆に富むものである。

例えば、岡田良平前文部大臣は諮詢第九号の趣旨説明で「教育者タルノ人格ヲ陶冶」するとした理由について「教員タルベキ者ニ、此順良、信愛、威重ノ徳性ヲ涵養スルコトハ固ヨリ大切ノコトデアリマスケレドモ、併シ教育者ニ涵養スベキ最モ必要ナル徳性ヲ右ノ三ツニ限ッテシマヒマシテ、特ニ之ヲ勅令ノ中ニ掲ゲ出スト云フコトハ如何ノモノデアリマセウカ」¹¹⁾と「師範教育令」第一条がいわゆる三徳性に限定していることには問題があるからだとして述べていた。教育理念を抽象的に表現しておくことによって、下位法令等においてもそれを無限に拡大して運用することを可能とし、あわせて勅令としての体裁を整える必要があったのである¹²⁾。

さらにまた、「国家思想ノ涵養ニカムヘキモノトス」と提案したことについて彼は次のように述べていた。「今日ハドウ云フ所ニ最モ重キヲ置カナケレバナラヌカト申シマスト、即チ此三気質（「順良信愛威重ノ徳性」）を岡田は誤ってこう呼んだ、筆者註）ト申スガ如キコトハ主トシテ之ハ個人ノ道德ニ亙ルコトデアリマス……師範教育ニ於キマシテハ個人道德ヨリハ寧ロ国家ニ対スル道德ニ最モ力ヲ用ヒテ行キタイト思フ」「人格ヲ陶冶シテ信念ヲ鞏固ニスルト云フ中ニモ、殊ニ忠君愛國ノ思想ノ涵養ニ一層力ヲ致サナケレバナラヌ」¹³⁾。これは、「三徳性」は「個人ノ道德ニ亙ルコト」であるとして明確に否定して「国家ニ対スル道德」を対置したものであった。

「1928年案」第一条は以上のような岡田の発想を引継いで準備されたものである。ただ、この基本理念の部分の特に分離して規定した点は「1927年案」とも異なっており、社会主義運動、労働運動の昂揚に対する強い危機感の反映をみることができよう。

② 新たに官立の師範大学を設置することとした（第二条、第十四条）。

第46回帝国議会（1922年12月～1923年3月）で予算措置まで講じていながら、関東大震災のために1929年4月まで授業開始を延期していた東京、広島に文理科大学を設置するという具体的計画が既に定まっていた。文理科大学は「文学部理学部」に属する学科を併合して之を

一箇の学部としたものであって、唯教員としての素養を与ふる上に帝国大学の文学部、理学部に対して或意味に於ける長所を有するものたるに過ぎず、決して師範大学といふが如きものではなく、従って師範教育令の支配を受くべきものではない¹⁴⁾と説明された。文理科を置く単科大学であるというのである。これに対して師範大学は、「大学令ニ依ル」としているものの中等学校教員養成機関としての性格をより明確、濃厚に備えたものと構想されていたのではあるまいか。

③ 市が師範学校を設置し得るとした(第三条)。

道府県が師範学校を必ず設けるというのは従来のとおりであるが、「土地ノ情況」つまり大都市においては市立師範学校の設置を認めるというものである。

この構想も「1927年案」をそのまま踏襲したものである。岡田良平は、文政審議会諮詢第九号の趣旨説明の中で市立師範学校設置の理由について六大都市を例として「就学児童数ノ増加ニ伴ヒマンテ小学校教員ノ需要ハ年々多キヲ加エツツアル」のに対し府県立師範学校卒業生だけでは応じきれないからだとして述べていた。さらに、大都市では他府県からの採用を余儀なくされているが「大都市ノ教員ハ地方ノ教員ト趣ヲ異ニスル」と、市立師範学校の独自性についても言及していた¹⁵⁾。

1928年10月1日付『東京朝日新聞』の報道によれば、大阪市の場合新規に必要な教員数400人に対して府師範学校卒業生の配置は200人であり、東京市の場合には600人に対して100人に過ぎないという。「趣ヲ異ニスル」という理由は不明だが、需要に応えるという点だけでも市立師範学校の必要性は十分強く自覚されていたと考えられる。

④ 条文上は高等師範学校、女子高等師範学校を高等師範学校として統一的に規定した(第二条、第九条)。

これは、1893年制定の「直轄学校官制」以来別系統の学校としていたのを改めたものであるが、同一種類の学校とするようにしたのではなく次のように「師範教育令」の条文と現行制度とが合致していないという状態を解消することにその目的があったものと思われる。「師範教育令」第二条では、高等師範学校と女子高等師範学校を東京に各一校設置することになっていたが、実際には「直轄学校官制」を改正することによって1902年に広島高等師範学校を、1908年には奈良女子高等師範学校を設置していた。ここでは4校をわざわざ併記するのを避けたのであろう。また「師範教育令」第一条では、女子高等師範学校は師範学校女子部と高等女学校の教員を養成すべきことを規定していたが、師範学校女子部という形態は和歌山県以外では既に失なわれており女子師範学校として制度上独立した学校となっていたからである¹⁶⁾。

⑤ 高等師範学校、師範学校の入学資格、修業年限を明記し、師範学校第二部の修業年限を2年に延長するとともに第一部第二部のどちらかのみの師範学校を設置できるとした(第五条、第六条、第十条、第十一条)。

高等師範学校、女子高等師範学校の入学資格は、従来「高等師範学校生徒募集規則」「女子高等師範学校生徒募集規則」、1925年からは「高等師範学校及女子高等師範学校生徒募集規程」によって、修業年限は、「高等師範学校規程」「女子高等師範学校規程」によって定められていた。師範学校の場合は、入学資格は「尋常師範学校生徒募集規則」、修業年限は「尋常師範学校ノ学科及其程度」、1907年からは入学資格、修業年限とも「師範学校規程」によっていた。これらはいずれも文部省令であり、他の諸学校令と同じように勅令中に掲げることとしたのである。

また、「師範学校規程」では「本科ヲ分チテ第一部及第二部トス但シ第二部ハ土地ノ情况ニ依リ之ヲ設ケサルコトヲ得」(第二条)と場合によっては第二部を設けなくともよいとなっていたのを「土地ノ情况ニ依リ第一部又ハ第二部ノミヲ置クコトヲ得」と改め、「本科第二部ノ修業年限ハ男生徒ニ就キテハ一年、女生徒ニ就キテハ一年又ハ二年トス」(第四条第二項)となっていたのを男女とも2年と改めた。これらは、「師範教育の質」の改善すなわち「教育者タルノ人格ノ陶冶」「国体觀念ノ涵養」を修業年限を2年にすることによって徹底することをめざし、「教育制度ノ画一ニ失スルヲ改メテ裁量ノ余地ヲ大ニシ、地方ヲシテ夫々其ノ實際ニ適切ナル施設ヲナサンメンコト」¹⁷⁾の一環として、第一部第二部のどちらかを単独設置することで地方財政の中の教育費の削減に効果あることを期待したのであった。

⑥ 以上の諸点の他に、師範学校予備科に関する部分を削除し、専攻科を設置し得る(第七条)と条文を現状と合致したものにし、高等師範学校専攻科、専修科、教員講習科、幼稚園保姆講習科(第十二条)、高等師範学校、師範学校の附属学校(第八条、第十三条)、中等学校、実業補習学校、盲聾哑学校の教員の養成所または養成科(第十五条)など、東京美術学校図画師範科、東京音楽学校師範科を除く現に存在している諸教員養成機関に関する規定を「師範教育令」の中に設けるという措置をとったのである。

既に明らかなように、「1928年案」は第一条をはじめ、師範大学と市立師範学校の新設、師範学校第二部修業年限の延長、第一部第二部のどちらかを単独設置する可能性など、従来の教員養成制度に重大な変更をもたらすはずのものであった。また、他の勅令や文部省令によって設置することを規定されていた諸々の教員養成機関を「師範教育令」の中に包摂して規定することによって、条文と実際の制度とが合致していないという問題の解消をはかり、高等師範学校、師範学校の入学資格、修業年限を条文として掲げるなど法令の整備としての側面をも有する改正案であった。文部省は、「1928年案」を教員養成に関する包括的な勅令として用意したのである。

しかしながら「1928年案」は制定されるまでにはいたらなかった。現在までのところ制定へ向けての、あるいはまたそれを妨げた具体的な事実を示す資料を見出せないでいるが、後で述べるように1928年6月には第二部制度と教育内容の改正をめざす「師範教育制度改正ノ調査」を行なうとの文部大臣の発言もあり、成案を得てから比較的早い時期に制定することを断念したものであろう。その理由は明らかではないが、おそらく東京、広島両文理科大学の開設準備が具体化していたこととの関係、つまり文理科を置く単科大学であるという文理科大学とあくまでも教員養成機関としての性格が唯一のものである師範大学とが抵触するということが関係していたのではないと思われる。

文部省が、「師範教育令」の改正案を得ていながら制定するまでにいたらなかった事実は、教員養成制度を大きく改正する以上勅令の改正を必要としたというのはむしろのこと、勅令としてあまりに明白な不備を補正するという点で「師範教育令」を改正する必要性は非常に強いものであったこと、また逆に教員養成制度の実態は「師範教育令」を改正しなくとも他の勅令や文部省令に手を加えることによって十分運用できるほど強固な基礎を形成していたことを示していた。

以後教員養成制度の改革は、師範学校第二部をめぐる問題を中心として展開することとなる。

(2) 「師範学校教育改善ニ関スル要綱」

1928年6月18日に勝田主計文部大臣は、地方長官会議において「昨年以来本省ニ於テハ教育制度ノ改善ヲ図ルガ為着々トシテ諸般ノ準備ヲ進メ目下中学教育制度改正ニ関スル調査ニ着手シツ、アリマス。又近ク師範教育制度改正ノ調査ヲ行ヒ、更ニ順次諸般ノ制度ノ改正ヲ図リ之ヲ実行セントスル予定デアリマス」と師範学校制度改革へ向けて省内の準備を整えつつあることを示唆する発言を行なった。「中学教育制度改正ニ関スル調査」すなわち中学教育調査委員会の設置にひき続く師範学校制度改革の調査とは、後述する師範教育調査委員会の設置を指していると考えられ、この時点で既に「1928年案」の制定を断念していたのではないかと思われる。

地方長官会議における文部大臣の訓示の基調は「近時国民ノ間ニ国体ニ悖リ国情ニ反スル思想ヲ懷抱スル者ガ少カラズ、学生生徒中亦之ニ感染シテ其ノ本分ヲ誤リ今回ノ共産党事件ニ連座シタル者サヘアルニ至リマシタコトハ国家ノ為ニ深憂ニ堪ヘザル所デアリ……」と3・15事件を念頭においた「思想問題」対策にあった。教育制度の改革もその目的は「教育ヲ地方ノ實際ニ適合センメンガ為努メテ画一的形式ヲ打破シ、公民的精神ト共ニ勤勞節制、特ニ国体觀念ヲ明徴ナラシメント期シテ居ル……」¹⁸⁾と政友会が主張してきた「地方化、實際化、画一打破」をめざすものであり、「国体觀念」を強調していることによく現れているように「思想問題」対策に重きを置いたものであったことは明らかである。

師範学校制度の改革もこのような「思想問題」対策との強い連関のもとに進行した。1928年9月18日にいたって文部省は、先の地方長官会議における文相訓示を師範教育調査委員会設置という形で具体化した。師範教育調査委員会は、元文部次官赤司鷹一郎を委員長とし、次の人々が委員となっていた¹⁹⁾。

吉田熊次(東京帝国大学教授)、阿部重孝(同助教授)、槇山栄次(奈良女子高等師範学校校長)、佐々木秀一(東京高等師範学校教授)、馬上考太郎(同)、佐々木信次(広島高等師範学校教授)、北沢種一(東京女子高等師範学校教授)、大島正徳(東京帝国大学講師)、野口援太郎(帝国教育会専務主事)、長谷川乙彦(東京府青山師範学校校長)、桜井賢三(同豊島師範学校校長)、田中一元(同女子師範学校校長)、根岸福弥(千葉県師範学校校長)、宮沢健作(埼玉県女子師範学校校長)、西村房太郎(千葉県千葉中学校校長)、湯沢直蔵(東京府一橋小学校校長)、森岡常蔵(文部省督学官)、稲村彦六(同)、龍山義亮(同)。

翌19日の省議で基本方針を決定したうえで²⁰⁾、21日に山崎達之輔政務次官、栗屋謙次官以下関係局課長出席のもとに第1回委員会が文部省で開催された²¹⁾。文部省側は、席上「秘師範学校教育改善ニ関スル要綱」(以後「要綱」と呼ぶこととする)を配布して基本方針を呈示したのである²²⁾。「要綱」の全文は次のとおりである。

- 第一 師範学校ノ第二部ノ修業年限ヲ二年トスルコト
- 第二 師範学校ノ土地ノ情況ニ依リ第一部又ハ第二部ノミヲ置クコトヲ得シムルコト
- 第三 左ノ旨趣ニ依リ師範学校ニ於ケル生徒教養ノ要旨ヲ改ムルコト
 - 一 教育者タルノ人格ノ陶冶ニ関シ常ニ親ノ慈愛ヲ以テ児童ニ対シ教育ヲ楽シムノ気風ヲ養フハコトニ努メシムルコト
 - 二 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ学校教育ノ全般ヨリ道德教育ヲ行フハコトヲ期シ常ニ生徒ヲ実践躬行ニ導キ殊ニ国体觀念ノ涵養ニ意ヲ用ヒ我カ建国ノ本義ト国体ノ尊嚴ナ

ル所以ヲ会得セシメテ忠孝ノ大義ヲ明ニシ其ノ信念ヲ鞏固ナラシムルコトヲ期スヘキコト

- 三 生徒ヲシテ都市農村ニ於ケル社会状態ヲ理解セシメ将来地方ノ實際生活ニ適切ナル教育ヲ為スニ至ラシメンコトニ努メシムルコト
- 四 学科教授ハ濫ニ抽象的知識ヲ注入スルヲ避ケ實際ニ適切ナル知能ヲ会得セシムルヲ旨トシ学校ニ於ケル教授ト關聯ヲ保タンコトニ努メシムルコト
- 五 生徒ヲシテ常ニ体育及衛生ニ留意シ健康ノ増進ニ努メシムルコト
- 第四 師範学校ニ於テハ第一部低学年ニ在リテハ一様ノ学科課程ニ依リ教授スルモ其ノ高学年及第二部ニ在リテハ幾分文科的又ハ理科的ノ特色ヲ加味スルヲ得シメ且技能科目ハ生徒ノ長所ニ随ヒテ選修セシムルノ途ヲ開クコト
- 第五 左ノ旨趣ニ依リ師範学校ニ於ケル学科ノ内容ヲ改善スルコト
 - 一 從來ニ比シ一層國民精神ノ涵養ニ努メシムルヲ修身ハ其ノ名称ヲ道德ト為シ国體觀念ヲ明徴ナラシメ道義的の信念ヲ鞏固ニシ穩健中正ナル人生觀ヲ抱カシメンコトヲ期シ国語漢文ハ新ニ国文学史ノ大要ヲ授クルト共ニ國民性ノ涵養ニ資スヘキ材料ヲ多カラシメ歴史ハ外国歴史ヲ稍々簡約ナラシメ国史ヲ一層審ニシ又外国地理ニ於テモ經濟産業等ニ付本邦ト密接ノ關係アル地方ヲ審ニシ國民的の自覺ヲ促スニ資スルコト
 - 二 地方ノ實際生活ニ適切ナル教育ヲ為スニ至ラシメンカ為地理ニ於テハ新ニ地方事情トシテ地方ノ産業、經濟、社会等ニ關スル情勢ヲ知ラシメ又從來ノ博物、物理及化学ト綜合シテ理科ヲ設ケ実學学科目ノ内容ヲ充實シ家事裁縫ハ一層節約的利用ノ習慣ヲ養ヒテ特ニ消費經濟ニ留意セシメ尚各学科目何レモ成ルヘク材料ヲ地方ニ採リテ之ヲ學習セシメンコトニ努メ又公民科ヲ新設シテ憲政自治ニ關スル教養ヲ深クシ努メテ事例ヲ日常生活ニ於ケル經驗ノ範圍ニ求メテ教授スルコト
- 第六 學資ニ關スルコト
- 第七 服務義務ニ關スルコト

文部省は教員養成制度の改革を師範学校に限定して構想していることが「要綱」に現れている第一の特徴である。「要綱」に盛られた内容から判断すれば、文部省は「師範教育令」ではなく省令である「師範学校規程」「師範学校教授要目」の改正を意図していたものと思われる。

第二に、「要綱」において文部省は学校制度の面に関しては師範学校第二部の修業年限を2年に延長することと第一部第二部いずれかのみを単独で設置し得ることを提案した。これら二点は「1928年案」の段階で既に確定していた構想であったが、必要に迫られそして最も具体化し得るもののみを分離して実現することををはかったものと考えられる。

山崎政務次官が当日行なった説明では、第二部の修業年限延長は「師範教育の完備を期するには一ケ年では不足である」と第二部の修業年限が1年であるために小学校教員の養成を十分行なうことができないとの考えによるものであることを明らかにしていた。また「第一部又ハ第二部ノミヲ置クコト」については、「地方の事情によっては第二部のみの師範学校の設置をも認める」と「要綱」よりは幾分第二部単独設置に力点を置いた考え方を示していて、第一部第二部いずれかのみを設置し得るというよりは、むしろ第二部を単独に設置することを積極的に推進しようとするための施策であるとの意向を感じとれるものであった²³⁾。

第三に、「要綱」は、「忠君愛国」(「師範学校規程」第一条 生徒教養ノ要旨)を「国體觀

念」「建国ノ本義」「国体ノ尊厳ナル所以」等に替え、天皇制国家を無条件に受容させることを前面に押し出し、師範学校教育の基本理念と教育内容の最も中心的柱に「思想問題」対策を据えた。また修身を道徳と改めて、この教科の目的を諸徳目を教授するだけでなく「国体觀念ヲ明徴ナラシメ道義的信念ヲ鞏固ニシ穩健中正ナル人生觀ヲ抱カシメン」と文部省の立場からみても教育全体で達成できるはずのところまでへと拡大しようとしている点に象徴的に現われていたばかりでなく、国語漢文、歴史、地理の各教科にも「国民性ノ涵養」「国民的自覚ヲ促ス」ために効果ある教材を配置しようとしていた。これらの諸点に「思想問題」に対する強い危機感の反映をみることができる。特に修身を道徳と改めるという提案は、それまでの修身に対する否定的評価を含んでいると思われる。

第四に、「要綱」は教科内容の全般にわたり「画一打破、地方化、實際化」のスローガンを具体化しようとした。それは第一部第4・5学年と第二部において選択科目を設け、「社会狀況ヲ理解センメ将来地方ノ實際生活ニ適切ナル教育ヲ為ス」、「抽象的知識ヲ注入スルヲ避ケ實際ニ適切ナル知識ヲ會得セシムル」等の表現で示されている。

学資、服務義務については十分な内容を用意することができなかったとは考えにくい、
「要綱」では項目を提示しただけにとどまっている。

「要綱」を提示した際に、山崎政務次官は「大正十四年の議会において衆議院は国民教育の根本的改善に改善する建議案を全会一致を以て可決して居る。この建議の趣旨を尊重し文部省は……今回小学校教育の根本となる師範教育の改善に着手することになった」²⁴⁾と数年も前の帝国議会建議、正確には政友会岡崎邦輔他25名提出の「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」をわざわざ引合いに出して説明に加えたことにはそれなりの意味があった。というのも、委員会の構成は先に挙げた面々であったが、師範学校教育に関する委員会である以上当然のことではあるが委員のうち10名が師範学校、高等師範学校、女子高等師範学校の校長と教授であり、しかも全国の師範学校長を組織する師範学校長協会は1928年1月に決議した「師範教育ニ関スル制度案」²⁵⁾の中で、師範学校本科は入学資格を中等学校卒業以上、修業年限を3年とするよう要求しており、野口援太郎も既に1922年には「師範教育は高等の専門教育以上たらしむべきこと」²⁶⁾と彼の見解を明らかにしていたから、委員の多数が「要綱」に批判的であろうとは山崎ならずとも十分予想できたからである。事実第1回の委員会では委員側から第一部第二部制を廃止して予科本科制とするようにと「師範教育ニ関スル制度案」の線に沿った提案が行なわれた²⁷⁾。従って文部省としては「要綱」が政友会年来の方針を具体化したものであり、かつ議会建議として広範な支持を獲得した権威あるものであることを示して、委員会に対して相当に強硬な態度で臨む必要があったのである。委員会の審議経過は現在までのところ不明であるが、文部省は「要綱」の第一と第二については既定の方針としてそれらを論議の対象から除外し、委員会の任務をもっぱら学科課程の編成に限定して、先に触れたような教育界の動勢を封じ込めてしまうためにも敢えてこのような委員の構成をとったものと思われる。委員の中に三人もの督学官を配してあったのは、むしろ文部省の方針を貫くためのものであった。

委員会は、翌1929年2月まで審議を重ねて5月には「師範教育調査委員会報告」を提出した²⁸⁾。この報告書は、説明、学科課程（毎週教授時数）、教授要綱からなり活版で30ページに及ぶ。説明の部分は文部省が提示した「要綱」とほぼ同じ内容であったが、このことはこの委員会の役目が学科課程の編成にあったとの先の判断をある程度裏付けている。

このように準備は進行したのだが、「要綱」と「師範教育調査委員会報告」に沿った「師

範学校規程」「師範学校教授要目」の改正は山東出兵の失敗、張作霖爆殺事件犯人処理をめぐる田中首相に対する天皇の不信感を契機として1929年7月2日内閣は交迭したために実現せず、師範学校制度の改革は一頓挫したのであった。

<註>

1) 国立公文書館所蔵枢密院文書『昭和二年御下附案』乾

「御下附案」は、1927年4月6日に上奏された「1927年案」である。この文書には内閣郵紙に書かれた「彙＝枢密院へ御諮詢ヲ仰ギタル師範教育令改正ノ件撤回致度」という内閣からの通知があり、これには欄外に「昭和二年五月十一日受」と、また「御下附案」の最初にもやはり欄外に「昭和二年五月十一日御沙汰＝依り返上」と朱筆による書入があって、1927年5月11日諮詢は撤回されたことを確認できる。

内閣が諮詢撤回を決定した日は、1927年5月7日付「東京朝日新聞」によった。

「1927年案」の全文は次のとおりである。

- 第一 条 高等師範学校及女子高等師範学校ハ師範学校、中学校及高等女学校ノ教員タルベキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トシ師範学校ハ小学校ノ教員タルベキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス
高等師範学校、女子高等師範学校及師範学校ニ於テハ教育者タルノ人格ノ陶冶及国体觀念ノ養成ニ努ムベシ
- 第二 条 高等師範学校及女子高等師範学校ハ官立トス
- 第三 条 北海道及府県ニ於テハ師範学校ヲ設置スベシ
前項ノ師範学校ノ經費ハ北海道地方費又ハ府県ノ負担トス
- 第四 条 市ハ土地ノ情况ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ限リ師範学校ヲ設置スルコトヲ得
- 第五 条 師範学校ノ設置及廃止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第六 条 高等師範学校及女子高等師範学校ノ修業年限ハ四年トス
- 第七 条 高等師範学校又ハ女子高等師範学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ師範学校、中学校若ハ修業年限四年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス
- 第八 条 高等師範学校及女子高等師範学校ニ専攻科ヲ置クコトヲ得
高等師範学校及女子高等師範学校ノ専攻科ハ当該学校ノ学科目中ノ教科目ニ付精深ナル程度ニ於テ学修セシムヲ以テ目的トス
高等師範学校ノ専攻科ノ修業年限ハ二年トシ女子高等師範学校ノ専攻科ノ修業年限ハ二年以内ニ於テ文部大臣之ヲ定ム
- 第九 条 高等師範学校又ハ女子高等師範学校ノ専攻科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ高等師範学校若ハ女子高等師範学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス
- 第十 条 高等師範学校及女子高等師範学校ニハ当該学校ノ学科目中ノ一科目又ハ教科目ヲ選ビテ学修セシムル為専修科ヲ置クコトヲ得
- 第十一 条 高等師範学校ニ附属中学校及附属小学校ヲ置ク
女子高等師範学校ニ附属高等女学校、附属小学校及附属幼稚園ヲ置ク
- 第十二 条 師範学校ニ第一部及第二部ヲ置ク但シ特別事情アル場合ニ於テハ第二部ハ之ヲ置カザルコトヲ得
第一部ノ修業年限ハ五年トシ第二部ノ修業年限ハ男生徒ニ付テハ一年、女生徒ニ付テハ一年又ハ二年トス
- 第十三 条 師範学校第一部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限二年ノ高等小学校ヲ卒業シタル者、又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス
修業年限一年ノ師範学校第二部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校若ハ修業年限五年ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス
修業年限二年ノ師範学校第二部ニ入学スルコトヲ得ル者ハ修業年限四年ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第十四条 師範学校ニ専攻科ヲ置ク但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ之ヲ置カザルコトヲ得

師範学校ノ専攻科ハ師範学校ノ学科目中ノ数科目ニ付精深ナル程度ニ於テ学修セシムルヲ以テ目的トス

師範学校ノ専攻科ノ修業年限ハ一年トス

第十五条 師範学校ノ専攻科ニ入学スルコトヲ得ル者ハ師範学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者トス

第十六条 師範学校ニ小学校教員講習科及幼稚園保姆講習科ヲ置クコトヲ得

第十七条 師範学校ニハ附属小学校ヲ置クベシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小学校ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

師範学校ニハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ附属幼稚園ヲ置クベシ

第十八条 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外高等師範学校、女子高等師範学校及師範学校ノ学科、学科目及其ノ程度、生徒ノ入学退学及懲戒、卒業者ノ服務義務並ニ師範学校ノ設置廃止、設備、編成及教科書ニ関スル規定ハ文部大臣ノヲ定ム

本令ニ定ムルモノヲ除クノ外高等師範学校及女子高等師範学校ノ専攻科及専修科並ニ師範学校専攻科、小学校教員講習科及幼稚園保姆講習科ニ関スル規定ハ文部大臣ノヲ定ム

本令ニ定ムルモノヲ除クノ外高等師範学校及女子高等師範学校ノ附属中学校、附属高等女学校、附属小学校及附属幼稚園並ニ師範学校ノ附属小学校及附属幼稚園ニ関スル規定ハ文部大臣ノヲ定ム

第十九条 高等師範学校、女子高等師範学校及師範学校ノ生徒ニ対シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ学資ヲ支給ス但シ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ私費生ヲ置クコトヲ得

高等師範学校及女子高等師範学校ノ専攻科及専修科並ニ師範学校ノ専攻科、小学校教員講習科及幼稚園保姆講習科ノ生徒ニ対シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ学資ヲ支給スルコトヲ得

第二十条 高等師範学校ノ専攻科ヲ卒業シタル者ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ学士ト称スルコトヲ得
附 則

修業年限四年ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者ハ当分ノ内第十三条第二項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ修業年限一年ノ師範学校第二部ニ入学セシムルコトヲ得

本令施行前文部大臣ノ定ムル所ニ依リテ置キタル高等師範学校ノ専攻科ヲ卒業シタル者ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ学士ト称スルコトヲ得

- 2) 「1927年案」に関する記録は内閣公文記録である『公文類聚』には何も記載されていない。

文部省大臣官房総務課記録班が、1926年12月13日起案、同24日裁決定を得ている文部大臣から内閣総理大臣宛の請議案「師範教育令ノ改正ニ関スル件」を「1927年案」等とともに保管しており、それによって文部省決定の日を確認できる。

- 3) 1925年3月15日に山本悌二郎が行なった「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議案」の趣旨説明、官報号外『第五十回帝国議会 衆議院議事速記録』内閣印刷局、1925年3月20日、730ページ。

- 4) 石川準吉『総合国策と教育改革』清水書院、1962年3月25日、689ページ。

- 5) 『発達史』第5巻、553ページ。

- 6) 山俣義重(政友会)の質問に対する三土文部大臣の答弁。官報号外『第五十三回帝国議会 衆議院議事速記録』第3号、1927年5月7日、59ページ。

- 7) 師範学校長協会編『師範学校長協会々報』第6号、1928年3月31日、82ページ。

近畿中国四国師範学校長会が「師範教育改善ニ関スル件殊ニ専攻科ニ関スル件ニ就テ近時内閣ノ變動ニ伴ヒ憂慮スベキ点少カラザルヲ以テ……文相其ノ他ノ文部当局ニ面談シテ其ノ意図ヲ質シ且漸ク師範教育向上ノ機運ニ向ハントスル状勢ヲ益々助長セラレンコトヲ要請」すべく代表3人を上京させて文部大臣と面談したときの内容を「三土文部大臣ノ談話要領」としてまとめている。

- 8) 「水野文部大臣訓示要領」『文部時報』第246号、1927年7月11日、11ページ。

- 9) 『大正七年以降 師範教育制度ニ関スル改正及改正諸案』は、B5判118ページ、孔版(表紙のみ活版)印刷、1938年5月発行である。発行時期からみて教育審議会との関係があるかもしれないが、この文書の性格を知り得る確証はない。文部省図書館所蔵。

- 10) 1897年「師範教育令」第一条は、次のように第一項から第三項までに各学校の目的規定を掲げ、基本理念を最後に規定していた。

第一 条 高等師範学校ハ師範学校尋常中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 女子高等師範学校ハ師範学校女子部及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 師範学校ハ小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 前三項ニ記載シタル学校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ

(『発達史』第3巻, 412 ページ)

「1927 年案」も条文の体裁は「師範教育令」第一条と同じである。註1)をも参照されたい。

- 11) 国立公文書館所蔵文政審議会文書『諮詢第八号 同第九号(ノ一) 文政審議会議事速記録』。
- 12) 岡田良平は「……師範学校規程第一章、生徒教養ノ様式例中ニ列举シテ居リマス所ニ対照シテ見マスルト却テ輕重宜シキヲ得ザルノ感ヲ免レナイ」と「師範学校規程」第一条に6項目にわたって「生徒教養ノ要旨」を掲げてあるので、勅令である「師範教育令」に「生徒教養ノ要旨」と同じような「三徳性」を規定しておくのは勅令の体裁として好ましくないと述べていた(前掲『諮詢第八号 同第九号(ノ一) 文政審議会議事速記録』)。岡田が指摘した点は確かに他の学校令等にはみられないことであり、勅令改正への衝動、あるいは下地ともいうべき要素が「師範教育令」それ自体の内に存在していたのである。1897年に「師範教育令」が制定されて以降1943年に改正が行なわれるまでの間に「1927 年案」「1928 年案」以外にも改正の試みがあったかもしれない。
- 13) 前掲『諮詢第八号 同第九号(ノ一) 文政審議会議事速記録』。
- 14) 『発達史』第8巻, 712 ページ。
- 15) 前掲『諮詢第八号 同第九号(ノ一) 文政審議会議事速記録』。
- 16) 文部省普通事務局編『昭和三年四月現在 師範学校ニ関スル調査』(1929年3月12日)によれば、女子師範学校を設置していないのは和歌山県と北海道だけであるが、和歌山県では女子部をいまだに分離していなかったのに対して、北海道札幌、函館、旭川各師範学校の場合には女子部がまったく設けられていなかった。
- 17) 前掲『文部時報』第246号, 12 ページ。
- 18) 「勝田文部大臣訓示要領」『文部時報』第280号, 1928年7月1日, 2 ページ。
- 19) 『東京朝日新聞』1928年9月19日。
- 20) 『同上』1928年9月20日。
- 21) 『同上』1928年9月22日。
- 22) 「要綱」は、1930年12月23日に起案された原議「師範学校規程中改正ノ件」に「師範学校規程中改正案」「師範教育調査委員会報告」とともに添付されている。みの判更紙2枚袋綴、孔版印刷、余白に墨書で「本件ハ昭和三年九月二十一日師範教育調査委員会ニ指示シタルモノ」という書入がある。文部省大臣官房総務課記録班所蔵。
- 23) 『東京朝日新聞』1928年9月22日。
- 24) 同上。
- 25) 前掲『師範学校校長協会々報』第6号, 11 ページ。
 「師範教育ニ関スル制度案」では「師範学校ハ本科三ケ年、予科三ケ年トス、但シ本科ヲ二年トシ又ハ予科ヲ置カザルコトヲ得」とあり、本科をさらに文科、理科と分ける構想となっていた。
- 26) 野口援太郎「師範教育の変遷」, 国民教育奨励会編『教育五十年史』民友社, 1922年10月, 378 ページ。
- 27) 『東京朝日新聞』1928年9月22日。
- 28) 前掲文部省起案原議「師範学校規程中改正ノ件」に添付してある「師範教育調査委員会報告」の表紙に
 昭和三年九月廿一日開会
 同 四年二月七日調査終了

と墨書されており、師範教育調査委員会の活動期間を知ることができる。「師範教育調査委員会報告」には発行年月日が記されていないが、1929年5月13日付『東京朝日新聞』は「……最近作成を終り、赤司委員長より勝田文相に対し答申するに至った」と報じていた。この報道に従えば、調査終了後報告書提出までの期間が長過ぎるが、この間の事情は不明である。

2. 田中隆三文部大臣の師範学校制度改革

(1) 第二部修業年限延長方針の確定

1929年7月2日発足した浜口雄幸内閣の文部大臣小橋一太が、8月6日地方長官会議で行なった訓示には師範学校についての言及はなく、また同会議で一地方長官が発した「二部志願者が多くまた二部の方が経済的でもあるからこの際本科（第一部のこと、筆者註）を廃しては如何」という質問に対する文部省側の回答は「師範教育改善に関しては調査の報告（「師範教育調査委員会報告」をさしている、筆者註）を得て目下研究中である」と明確な言明を避けたものであり、民政党内閣成立当初の師範教育制度改革の方向は判然とはしていなかった。けれども「師範教育調査委員会報告」を挙げながら検討中であると答えていたことの内に、文部省の検討の方向をある程度見出すことはできよう¹⁾。

そして、文部省は方針確定へ向けて準備を進めていたと思われる。9月7日には普通学務局長武部欽一の名を以て各地方長官宛に「師範学校制度改革ニ関スル件」という照会を発して地方長官の意見の回報を求めている²⁾。照会には次のようにあった。

- 一 男子部第二部ノ修業年限ヲ延長シテ二年トスルノ可否
- 二 女子部第二部ノ修業年限ヲ延長シテ修業年限五年ノ高等女学校卒業ヲ入学資格トスルモノハ二年修業年限四年ノ高等女学校ヲ入学資格トスルモノハ三年トシ当分ノ内尚之ヲ二年トスルノ可否
- 三 前二項ヲ可ナリトセバ師範学校ノ経費ヲ増加セズ且ツ教員供給上支障ヲ来サシメズシテ之ヲ実施スルノ方法
- 四 地方ノ情況ニ依リ第二部ノミヲ置ク師範学校ノ設置ヲ認ムルノ可否
- 五 地方ノ情況ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ限り市ニモ師範学校ノ設置ヲ認ムルノ可否
- 六 専攻科ニ関スル件
- 七 生徒ニ対スル学資支給及卒業者ノ服務義務ニ関スル件

この照会は、単に制度改革の可否を尋ねたり、意見を求めたものではない。一から五にいたるような方向で師範学校制度の改革を行なおうという文部省の考えを必ずしも積極的な手段ではないけれどさし示したものであった。

照会に盛られた第二部修業年限の延長、第二部単独設置、市立師範学校の設置等の構想は前内閣当時の課題をそのまま引継いだものではあったが、特に第二部修業年限の延長に伴って生ずるであろう第二部学級数の増加を「師範学校ノ経費ヲ増加セズ且教員供給上支障ヲ来サシメズシテ」実現できる方法はないかと回答を求めていたことは、文部省は師範学校制度改革を地方財政の膨脹をもたらすことはないという条件下で構想していることを明瞭に示していた。おそらく地方長官達からの回答を得てみなければその方法は見当もつかないというものではなかったはずであり、「教員供給上支障ヲ来サシメズシテ」とあるように第一部第二部ともに学級数を減すか、あるいは第一部学級数を減すかして第二部第二学年の学級に振替えるのだと文部省が考えている、というよりもそれ以外に考えられないのだということを端的に表明したものであった。このような師範学校制度改革と地方財政問題との関連は、文部省の主張として非常に明確になってきた要素として重視すべき点である。さらにまた、前内閣当時の「要綱」が第二部単独設置へいくらか傾斜していたと理解できる程度であったのに対して、ここで

は第二部修業年限の延長と単独設置とはひとつのものとして文部省は提示していたことが特徴である。

この照会に対する回答は、何度かの督促を経て46道府県の地方長官から寄せられたが、文部省はそれらを「師範制度改正ニ関スル地方長官意見要領」³⁾としてとりまとめている。次に掲げる表はその一部である。

師範制度改正ニ関スル地方長官意見要領

照会 項目	可 否	意 見 要 領
1	可 44	第二部ノ修業年限一ケ年ニテハ師範教育ニ肝要ナル教科ノ履修僅カニ二学期間ニ過ギズ。従ツテ教育者トシテ訓練不足ナリ
	否 2	将来専門学校程度ニ高メル其ノ過渡期トシテナラバ可ナルモ現制ノマ、ナラバ一ケ年ノ修業年限ニテ可ナリ
2	可 43	理由ハ殆ンド前項ト同ジ
	否 3	第二部ノ修業年限ヲ三ケ年トセバ優良ナル者ノ多クハ臨教其ノ他ノ学校ニ入学スル虞アリ
3		第一部学級数(又ハ定員)ヲ減ジテ其ノ経費ヲ之ニ振替フ 給費生ヲ減ジテ私費生ヲ増加スル 其ノ他(私費生ヨリ授業料ヲ徴収スル等)
4	可 29	第二部ノ修業年限ヲ二ケ年トシテ、経費ノ節約トナリ第一部ト優劣ナン
	否 17	第二部ハ師範教育ノ本旨ヲ不徹底ナラシム 第一、二部ノ両者アリテ各其ノ特質タル長短相補フテ以テ策ヲ得タルモノナリトス

1929年9月5日付起案原議「師範学校制度改正ニ関スル件」添付資料から照会項目1~4について部分的に掲げた。文部省大臣官房総務課記録班所蔵。

これによれば、一、二、三の項目について地方長官の大部分は文部省の意向に沿った回答を行なったといえるだろう。これらの諸点についてむしろ双方の意見はほとんど一致していたといつてよいだろうと思う。寄せられた回答の内容で、師範学校制度の改革に際して文部省が考えつかなかったような問題はおそらくひとつとしてなかったと思われるけれど、文部省は円滑な実施をはかるという点で相当明確な見通しを得ることができたに違いない。以下回答の具体例によっていくつかの特徴点を指摘したいと思う。

第一項に対する回答は、例えば京都府知事からのものは可であった。可とした理由は、1925年に第一部の修業年限を5年としたので「生徒ノ徳操識見ヲ養フ点ニ於テ」は向上したのに対して、第二部は修業年限が1年であるために「教育者タラムトスル修養ノ期間短キニ失シ教育的精神躰得ノ度ニ於テ猶不十分ノ憾ナキ能ハス」と「教育的精神」の不充分さを指摘し、従って「教育的精神ノ陶冶ト小学校ノ教育ニ必要ナル普通学科特ニ技能科ニ於ケル教養ニ資スル」ために修業年限の延長を必要とするというものであった⁴⁾。このように「教育的精神」の不充分さ、文部省の整理に従えば「教育者トシテノ訓練不足」という点を「思想問題」対策の元締めである内務省の官僚である地方長官達がほぼ共通に認識していたことは、「教育者精神ノ涵養」が「思想問題」対策との関連において論ぜられてきたという経過に照して重要なこと

がらであった。しかも師範学校は直接には道府県教育行政のもとにあったからなおのことであった。これが第一の特徴であった。

第二の特徴は、師範学校制度の改革は地方財政問題との強い結びつきのもとに進行せざるを得ないということが一層明確になったことである。照会そのものが地方財政問題との関連で発想していたことは既に触れたとおりだが、地方財政緊縮方針の一環として師範学校経費を削減する具体的方策を回答の随所に見出すことができる。その中でも特に小学校本科正教員の充足率を現在以上に高める必要はないという判断が、師範学校の規模を縮小する方針の背景にあったことは注意すべきことのように思われる。例えば宮城県知事の場合には、第三項目に対し「第二部ノ修業年限延長ト共募集人員ヲ半減スルヲ適当ト認ム」と回答し、次のような説明をつけ加えていた。すなわち「憂フル所ハ募集人員ノ半減ニ伴ヒ卒業生ノ半減ヲ来ス時ハ教員供給上支障ヲ来サザルヤノ点ナリ然レドモ現在県下ノ状況ハ正教員ノ数約八割ニ達シ此レ以上ノ配置ハ町村教育費ノ関係上困難ナル事情アルヲ以テ中等学校卒業生ヲ代用教員トシテ之ヲ補充シ講習其ノ他ノ方法ニ依リ教員トシテノ訓練ヲ積マシムルヲ以テ今日最モ適当ナル方法ナリト認メラル」⁶⁾と述べていた。要するに町村財政上本科正教員の数をこれ以上増やすことは困難であり、従って師範学校の規模を縮小してもかまわないというものであった。

このような意見の直接的反映の結果そうだったとは断定できないのだが、文部省が師範学校制度の改革を財政膨脹を伴わずに可能であると判断した状況を示すものであった。

そして11月29日田中隆三が文部大臣に就任するとともに事態は進展した。文部省は12月13、15、16日の3日間にわたって全国師範学校長会議を招集した。新聞は事前に同会議において文部省は「師範教育ニ関シ改善ヲ要スル事項並其ノ方策如何」との諮問を行なうと報じ、「改善問題に関しては調査会の改善案（「師範教育調査委員会報告」のこと、筆者註）にとらわれることなく全然白紙の立場で協議せしめる意向である」と伝えていた⁶⁾。しかし、この会議に際して田中大臣が行なった訓示では「思想問題ハ益陰悪ノ傾向ヲ加フルヤウニナリマシタカラ、国民教育ノ實際ニ当ルベキ小学校教員ハ国体觀念ニ対シテ鞏固ナル信念ヲ有シテ児童、少年ノ思想ヲ善導シ国民精神ヲ涵養スル上ニ十分ノ資格アル人タルコトヲ要スルノデアリマス。又一般ニ本科第二部ノ入学者ガ激増シ中学校卒業生中ノ優秀ナル者が段々多ク之ヲ志願スルヤウニナリマシタコトハ従前ト大ニ事情ヲ異ニスル現象デアリマス。此ノ如ク変化セル近時ノ情勢ニ応セントスルニハ現行師範学校ノ規定ニ依リ教育者ヲ養成スルヲ以テ果シテ満足スベキヤ否ヤ研究ヲ要スル次第デアリマス」と述べて「思想問題」に積極的に対抗するために、また第二部入学志願者傾向への対応上師範学校制度改革が必要であるとの意向を表明したのである。さらに諮問についても言及し「当局者ノ立場トシテハ国家財政ノ関係モアリマスカラー足飛ニ理想的ナ改正ヲ実現スルコトハ或ハ困難モアラウカト思ヒマス。諸君ハ必ズ右ノ当局者ノ立場ヲモ考慮シテ我が国情ニ最モ適切デ且優良ナル教育者ヲ養成スルニ足ルベキ好材料ヲ提出セラルルコト、信ジマス」と師範学校長会議が決議した「師範教育ニ関スル制度案」にクギをさして文部省の意向に沿った答申を行なうよう求めた。また「師範教育調査委員会報告」と先述した地方長官宛照会に対する回答を「貴重ナ資料」とあると言っていた。これらのことは文部大臣としての方針を示唆したものと理解できる。同会議の議長をつとめた篠原英太郎普通学務局長も同一線上の発言を行なったものと思われ、この時点で文部大臣、普通学務局としては、第二部修業年限の延長、第二部単独設置、教育内容を「思想問題」に対抗して改編するという方向はほとんど確定していたと推定してもそう無理はあるまい。

田中 文部大臣の訓示は、すでにその一部を紹介したが全体を通じて「思想問題」対策を基調としたもので「師範学校其ノ他中等学校ノ生徒ヲ誘惑セント努ムル」のが「近時ノ傾向」だと指摘し、「師範学校生徒ハ申スマデモナク卒業ノ上ハ小学校教員トシテ国民教育ニ従事スベキ重大ナル責任ヲ有スルモノデアリマス。他曰国民教育ノ實際ニ当ル可キ生徒中ヨリ万一人ニテモ……詭激ナル説ニ惑ハサル、者ヲ出スガ如キコトアリテハ国家ノ為ニ寔ニ恐ルベキ処デアル……教育者ヲ養成スル為ニハ当然深ク厚ク国体觀念ヲ涵養スベキデアリマスガ、今後ハ一層之ガ涵養ニ意ヲ用ヒ、鞏固ナル信念ヲ造ルニ至ラシムルト同時ニ指導監督ニ周密ナル注意ヲ払ヒ其ノ思想ノ傾向ヲ察スルコトニ努メ、危険思想ヲシテ苟モ乗ズル虚ナカラシムルヤウ全力ヲ尽サレンコトヲ切望シマス」⁷⁾と述べていた。「国体觀念ノ涵養」は「危険思想」に對置されるべきものとして繰返し強調された。師範学校が小学校教員養成機関であるが故に、そこへ「危険思想」が波及することに対して文部省が懐いた危機感は一層強烈なものであり、それはまさに行間に溢れ出ているというべきである。また師範学校生徒に対する「指導監督」の強化を求めていることは、教科の内容だけでなく、学校における生徒管理や訓育をも含めて再編強化するようにさし示したものと考えることができる。

以上のような文部省の意向を受けて、師範学校長会議は先の諮問「師範教育ニ関シ改善ヲ要スル事項竝ニ其ノ方策如何」に対して「生徒教養ノ要旨」「制度ニ関スル事項」「寄宿舎附属小学校ニ関スル事項」などにわたって40項目からなる答申を行なった⁸⁾。文部大臣が特に求めた点に関しては「制度ニ関スル事項」の中で「師範学校ハ本科三年予科三年トス 但シ本科ハ当分二年トナスコトヲ得」(圈点は筆者)と述べていた。諮問をめぐる討議は未だ明らかではないけれど、教育政策への現実的対応、自らが決議した本科三年案との矛盾を「当分」の2字に読み取ることができる。またこの種の会議が文部省の政策遂行、あるいはいわゆる教育界の世論誘導・形成のためのパイプとしての役割を果たしていることをよく示したといえよう。文部省にとって「思想問題」への積極的対応と師範学校制度の改革特に第二部修業年限延長について「当分二年トナスコト得」とのいわば合意をとりつけることができたのは十分な成果であったに相違ない。

以後数カ月間師範学校制度改革をめぐる動勢については不明である。

1930年7月11日に至って「師範学校に新たに公民科を設ける外地方化を目的として師範教育を改善せんとするの趣旨による改正師範学校課程編成について審議した」普通学務局議⁹⁾をふまえて、7月17日各課長以上出席のもとに省議が開催された。ここでは中等教育改善案すなわち後に「中学校令施行規則改正ノ件」として公布されたものの骨子とともに師範学校制度改革案が議題に供せられた。その内容は既に触れた「要綱」、地方長官宛照会と同じようなものであったろう。省議は「一部本体論と二部本体論とに分れ、二部修業年限を二年に延長すべしとの意見も強硬に主張され」て、意見の一致をみずに終わった¹⁰⁾。21日に再び省議を開き師範学校制度改革を議題とした。この時は「師範教育令」改正によって師範大学を設置するという案も検討されたという。省議はまたも意見の一致をみなかった¹¹⁾。翌22日の省議もまた同様であり、方針決定は田中 文部大臣の裁断にかかっていたようである。新聞は、「今後田中 文相は前後三回にわたる省議において各局長から開陳された意見を参酌し……道府県師範学校の二部年限を二年に延長し教育内容を改善する普通学務局案を文政審議会に諮詢すべきや否や、然らざれば専門学校程度に高むべきや否や、女高師に修業年限二カ年の研究科を置くべきや否や、文理科大学を師範大学に改めて名実共に教員養成機関たらしむべきや否やの方針を決定す

る事になった」¹²⁾と報道しており、省議において論議になった問題が何であったのかをある程度窺い知ることができよう。

その後省内の準備をさらに進めたとみえて、9月上旬には第二部修業年限の延長、第二部のみの師範学校を設置し得ること、公民科設置、学科課程の地方化の実際化、選択科目制などを主な内容とする普通学務局案が完成した。省内における準備は、遠からず文政審議会へ諮詢するはずのものとして進められていた¹³⁾。この段階で省内の合意はほぼ形成されていたといえそうである。そして9月29日に「文政審議会へ師範教育改正案諮詢ノ件」という原議の起案がなされたのである。この起案原議は、文部大臣から内閣総理大臣宛に「別紙師範教育改善ノ件文政審議会へ諮詢方御取計相成度」と、別紙として添付した「文政審議会諮詢案」を文政審議会へ諮詢するよう求めたものであった。さらに参考書として「師範学校規程中改正案」「師範教育関係法規」「師範教育調査委員会報告」「外国ニ於ケル教員養成制度」「昭和五年四月現在師範学校ニ関スル調査」を添付することになっていた¹⁴⁾。

後に「文政審議会諮詢第十二号」となった「文政審議会諮詢案」の全文は次のとおりである。

- 第一 師範学校ノ第二部ノ修業年限ヲ二年トナスコト
- 第二 師範学校ニハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一部又ハ第二部ノ一ヲ置カザルヲ得シムルコト
- 第三 左ノ旨趣ニ依リ師範学校ノ学科課程ヲ改善スルコト
 - 一 従来ニ比シ一層国民精神ノ涵養ニ適センメンガ為 (イ) 修身科ニ於テハ国体觀念ヲ明徴ナラシメ道義の信念ヲ鞏固ニシ穩健中正ナル人生觀ヲ抱カシメンコトヲ期ス (ロ) 国語漢文科ニ於テハ国文学史上ノ大要ヲ授クルト共ニ国民性ノ涵養ニ資スベキ材料ヲ多カラシム (ハ) 歴史科ニ於テハ外国歴史ヲ稍々簡略ナラシメ国史ヲ一層精深ニス (ニ) 地理科ニ於テハ特ニ經濟、産業等ニ関シ本邦ト密接ノ關係アル地方ヲ審ニシテ国民的自覺ヲ促スニ資ス
 - 二 實際生活ニ適切有用ナル教育ヲ施サンガ為 (イ) 地理科ニ於テ新ニ地方研究ヲ課シテ地方ノ産業、經濟、行政、社会等ノ情勢ヲ理解セシム (ロ) 博物、物理及化学ヲ綜合シテ理科ヲ設ケ一層實際生活ニ適切ナル理科的知能ヲ養ハシム (ハ) 農業科及商業ヲ改メテ実業科トナシ農業、工業、商業ノ一科目若ハ数科目ヲ置キ又ハ適宜分合シテ教授内容ヲ定メ第一部及第二部トモ男生徒ニハ各学年ヲ通ジテ之ヲ必修センメ女生徒ニハ選修科目トシテ學習シ得シム
 - 三 公民的陶冶ヲ厚クセンガ為法制及經濟科ヲ改メテ公民科トナシ法制上、經濟上及社会上ノ事情ノ概要ヲ授クルト共ニ遵法ノ精神ト共存共榮ノ本義トヲ會得センメ公共ノ為ニ奉仕シ共同シテ事ニ当ルノ氣風ヲ養フニカム
 - 四 教授ノ効果ヲ一層大ナラシメンガ為第一部第三学年以下ニ於テハ所定ノ学科目ヲ一様ニ學習センメ第四、五学年及第二部ニ於テハ一様ニ課スベキ基本課目ノ外生徒ノ能力趣味等ニ応ジ選修セシムベキ学科目ヲ設ク

この「文政審議会諮詢案」は、修身を道德と改めるようになっていないという点では異なるけれども「要項」、「師範教育調査委員会報告」とはほとんど同じ内容であり、田中文部大臣が1929年12月の師範学校長会議で「師範教育調査委員会報告」は「貴重ナ資料」であると言っていたのは、前内閣の方針を踏襲することを意味していたことはここでは明瞭である。

この原議が起案された9月29日に文部省の方針が確定したと判断してよいと思われる。師範学校制度を改革するための法令改正手続は文部省令「師範学校規程」を改正することであったが、文政審議会へ諮詢するためには内閣の了解が必要であったので以後舞台は閣議の場へ移った¹⁵⁾。

(2) 師範学校制度改革の具体化

1930年10月14日の閣議で田中文字部大臣は、

- 「一、師範学校第二部の修業年限を二ケ年とすること
- 二、師範学校においては文部大臣の認可を受け第一部又は第二部を置かざることを得せしむること。
- 三、師範学校に公民科を新設すること
- 四、師範学校の課程を改善して一層教育内容を充実すると共に国民精神のかん養に力めかつ社会の実生活に適切ならしむること」

と、4項目からなる「師範教育改善要綱」を提示した¹⁶⁾。「師範教育改善要綱」は先に述べた「文政審議会諮詢案」のごく要約を内容としたものである。先原議にもとづき、内閣総理大臣が文部省の用意した「文政審議会諮詢案」を文政審議会へ諮詢することについて閣議の承認を求めたのである。

ところが、多分第二部修業年限の延長に関しては特に問題となったのであろう、16日の閣議において田中文字部大臣はさらに「第二部修業年限延長に関する件」を示して年限延長の必要性について説明を行なったのである¹⁷⁾。これは「第一 現行の第一部本体制度及びその理由」「第二 現行第一部制及び第二部制の長所短所」「第三 第二部の修業年限を二年に延長する理由」の三項目からなっていた。「第一 現行の第一部本体制度及びその理由」では、現行制度の概略に続けて師範学校においては「教育者たるの人格」を養成するために年少の時からの特長期間の教育を行なうのが基本であり、多数の入学者を得るためにも小学校卒業者を入学させるのがよいので第一部を「小学校教員養成機関の本体」とし、これに対し第二部は多くの入学者を得ることができず長期の教育を行なうことができないので「補充的制度」なのだと言っている。「第二 現行第一部制及び第二部制の長所短所」では、第一部の長所は教育者としての人格、小学校たるの知識技能においてすぐれていること、短所は識見偏狭の傾向、中等諸学校普及のため高等小学校修了者の素質が低下していることを挙げている。一方第二部の長所は第一部卒業者と比較して普通教育の素養が高いこと、短所は修業年限が短いために「教育に関する思想及び音楽図画手工の如き技能」では劣っているという点を挙げている。「第三 第二部の修業年限を二年に延長する理由」は全文を次に掲げる。

(イ) 第二部の修業年限は現行制度の一年にては前述の如く不足なるを以てこれを二年に延長し以て教育者たるの素養を高むるの必要あり

第二部の修業年限を二年とするときは第一部第二部とも修学年数(尋常小学校卒業後七ケ年)において両者隔りなく教養の程度を同等ならしめ得べし

過般開催したる師範学校長会議においては第二部の修業年限を三年に延長しかつこれをもって師範学校の本体となさんことを希望したが、かくの如きはこれが設備に要する費用、卒業者の待遇等の関係より今にはかに実行することを得ずといへども

もって第二部の修業年限延長の喫緊事たるを知るに足るのみならず地方長官に対し昭和三年および同四年の二回にわたりなしたる当局の照会に対しても毎回ほとんど例外なく二年延長説に賛意を表し来れり

(ロ) 中等教育を受くる者の増加に伴ひ第二部の入学志願者甚だ多きを加えかつその卒業者の数創設当初に比して五倍強の多きに達し却て第一部卒業者の数を越ゆるに至れる今日においては第二部を以て第一部の補充的機関となすは事実において維持すべからざるの情勢にあり故にこれに対して師範教育を充実し小学校教員としての素養を高むことは国民教育の振興上重要な施設なりとす第二部の修業年限を二年とするにおいては第一部と教養の程度を等うし互にその特長を発揮し得べきをもつてこれを対等に併せ置くことを本体とすれども土地の情況によりては兩者のうち一つのみをもつて構成する師範学校を認むるの途を開けり

文部省は第二部への入学志願者が1921年以来一貫して増加する傾向をみせており、卒業生も第一部のそれを既に1926年には上回っていて、しかもこのような傾向は一層強まると判断したのであろう。このような状態を第二部修業年限延長の根拠とし、そうすれば第二部卒業者の短所である「教育者たるの人格」「小学校教員たるの知識技能」の不十分さを補ふことができると説明したのである。

また第二の部分で簡単に述べていることだが、中等教育機関の普及に伴ない高等小学校進学者の、従って第一部入学者の素質が低下しているという状態が、小学校教員の養成は第二部にも依拠せざるを得ない、依拠するとすれば修業年限を延長しなければならないという方向を打出す際の強い衝動として働いていたのではあるまいか¹⁸⁾。

文部大臣の説明に対して、第二部へは中学校4年修了者を入学させて就学年限の短縮をはかるよう意見が出されて閣議の了解を得るにはいたらなかった¹⁹⁾。

11月18日の閣議において田中内閣大臣は、既に文政審議会招集の日程は決まっていたのであろう、それに合わせて閣議決定を行なうよう特に前置きして前回同様の説明を行なった。それに対して江木鉄道、俵商工、渡辺司法、松田拓務各大臣から「教育制度を改正して修業年限を短縮せねばならぬといはれてゐる今日二部の修業年限を二年に延長するが如きは時代錯誤」であると再び中学校4年修了者を入学させるよう強い主張が行なわれた模様で、またも承認にはいたらなかった²⁰⁾。

21日の閣議において田中内閣大臣と渡辺司法、松田拓務両大臣との間でこれまで同様のやりとりがあり、文部大臣から修学年限、学制改革実行の言質を得て、閣議はここに文部省提案の師範学校制度改革案を文政審議会へ諮問することを承認したのである。この内閣の承認を踏まえて文部省は、翌22日先述した9月29日起案の「文政審議会へ師範教育改正案諮問ノ件」を決定し4点の文書を添付して同日ただちに内閣へ回送した²¹⁾。「師範学校規程」改正案は、10月18日には既に原案が完成していたが、11月25日に文部省の決定を得、同日原稿が内閣へ送られた²²⁾。

そして「文政審議会諮問案」はそのまま諮問第十二号として12月4日の文政審議会総会で審議に附され、翌5日の総会の後特別委員会に附託された。特別委員会は12月8、12、15、18日と4回にわたって開催され²³⁾、それらを踏まえて23日には第3回目の総会が開催された。特別委員会の議事録の所在は不明であるが、3回にわたる総会の審議の模様を『諮問第十二号

文政審議会議事速記録²⁴⁾によって知ることができる。

12月4日第1回総会で田中文部大臣が行なった趣旨説明やその後の委員達との応答をとおして明らかとなった論議の特徴を文部省側の発言に即して整理すれば次のようになるであろう²⁵⁾。

①「一層十分ナル師範訓練ヲ施スト云フガ為ニ修業年限ヲ延長シテ教育上遺憾ナカラシメンコトヲ欲スルト云フノガ此度ノ改正ノ根本義デアリマス」²⁶⁾と従来と同じように田中文部大臣が述べたように、第二部修業年限の延長は「教育者タルノ教養」を養う「師範訓練」を行なうには一年では不備であるという点を補うための構想であった。そしてこの措置によって第二部は第一部と「同等」となり、「理論ノ上カラハ……一部二部共ニ同等ノ立場ニ置イテアルノデアリマスカラ、制度トシテハ一部又ハ二部ノミヲ置クコトヲ得ル規程ニ致サナケレバナラス」(圈点は筆者²⁷⁾)から諮詢第十二号および「師範学校規程」第二条の改正は当然であると述べていた。他方文部大臣の趣旨説明では「多年実施ノ結果ニ依ッテ見マスルト第一部ト第二部トハ各々其ノ長所ガアルノデアリマス、小学校教員ノ養成機関ト致シマシテハ其ノ一ヲ廃シテ、一ツヲ存スルト云フヤウナ考ハ文部当局デハ持ッテ居リマセヌ」と第一部第二部併置は原則であることを明言しており、審議の過程でも「二部ダケノモノヲ一ツヤッテ見ルトカ、又一部ダケノモノヲヤッテ見ルト云フ考デナシニ二部、一部共ニ併立シテヤッテ行クノdeal」との説明を繰返し行なった。そして、どちらかの単独設置を認める場合の条件を明示しなかったのだが「特別ノ事情」による「例外ノ場合デアリマス」としていた。第二部単独設置はほとんど考えられないような説明であった²⁸⁾。

ところが、田中文部大臣が行なった趣旨説明の原案と思われる「文部大臣ノ文政審議会ニ於ケル師範教育改善案説明要領」²⁹⁾では幾分意味相を異にしていた。この文書は何箇所か修正が行なわれあるいは削除された部分があり、どちらかの単独設置に関しても「固ヨリ師範学校ニ於テハ第一部ト第二部トヲ併セ置クコトガ原則デアリマスケレドモ、既ニ第二部ノ修業年限ヲ二年トナスニ於テハ必要アル場合ニハ、之ヲ単独ノ師範学校トナスモ差支ガナイト思ハレマス。之ト同時ニ地方ノ事情ニ依リテハ、第一部ノミノ師範学校ヲ認メテモ宜シイト考ヘマス」という部分が削除されているのである。この文書が起案されたのは9月30日であるが、このころまでは文部省は、第一部第二部併立が原則であるとしながらも第一部あるいは第二部のみの師範学校を「理論ノ上」だけでなく認める方向で検討を進めてきたものと思われる。削除の理由は必ずしも明らかではないけれど、どちらか一方のみの師範学校設置を認めれば、どちらか一方のみとは文字どおりではなく文部省も地方長官宛照会では「第二部ノミヲ置ク師範学校ノ設置」と述べていたばかりでなく、一般的にももっぱら第二部単独設置を可能にするものと理解されていたのだが、教員養成機関としての優劣という点からではなく、道府県財政上の理由から第一部を等閑視する傾向が生ずるであろうことは十分予想し得るところであった。文部省は、おそらく第二部のみの師範学校で十分な「師範訓練」を行ない得るという確固たる見通しを持っていなかったのではないだろうか。それは同時に「比較的少時より長期に渡りて師範教育を本体となす」いわゆる第一部本体論が強固に存在していることをも示していたのである。

にもかかわらず、審議の過程で次官中川健蔵は「教養ノ実質ニ於テハ詰リ極ク素直ニ出来上ッテ居ル素質ハ、ドウモ普通ノ教育ヲ受ケテ来タ者即チ中学カラ来タ者ガ宜シイト云フコトガ多イ」という前提に立って「素直ノ教養ヲ受ケテ居ル者ニ師範教育師範訓練ヲ十分ニ施シタナラバ最モ良キ教員が出来ベキ筈デアルカラ、若シ師範訓練ヲスル期間ガ相当ニ長カッタナラ

バ、所謂二部ノ方ノ系統ヲ経テ来ル者ガ良教員ニナルデアラウト云フコトハ大体今日ノ師範教育ノ局ニ當ッテ居ル者ノ意見ト承知シテ宜シイト思フノデアリマス、勿論当局トシテモ亦左様ニ考ヘテ居ルノデアリマス」と、明確に第一部と比較して述べたという訳ではないけれど第二部に対する積極的評価を隠さなかった。また中川次官は、第二部は第一部と併置すべきであるとか、修業二年の師範学校が果して成立つかという第二部単独設置に批判的な意見に対しては「從來ノ師範教育ノ沿革上ノ価値ヲ持ッテ居リマス一部ヲ無クシテ直グニ二部ダケデヤッテ行クト云フコトハ努メテ是ハ避クベキデアルカラ、二部バカリニスルト云フコトハ成ベク文部大臣ノ認可ノ権限ニ於テ調節シテ行キタイ」と慎重であったが「二部ダケデ實際ノ師範教育ガ出来ナイカドウカト云ヒマスト、或ハ出来ヌコトモナイノデハナカラウカト考ヘテ居ル」と述べ、さらに幾分強い調子で「實際師範訓練ト云フモノハ二年デアレヌコトハナイデアラウト思ッテ居リマス」と発言していた。単独設置は道府県財政上の理由に限定すべしとの求めに対しては、「実績ニ徴シテ」単独設置を認めるとの見通しを対置したのである³⁰⁾。彼の発言は、田中文部大臣があくまでも併立を原則とすると述べていたのとは明らかに異なっていた。先の趣旨説明原案の一部削除にもかかわらず、非公開の席とはいえこのような考え方が示されたことは興味深いものがある。省内には第二部における教員養成に対する積極的な評価と強い期待とが根強に存在していたことを彼の発言は示していた。改正「師範学校規程」第二条は、その解釈と運用におお幅があったといえそうである。

ところで、12月4日の総会では注目すべきことがあった。江木千之委員（枢密顧問官）は、第二部修業年限の延長を急いで実行するよう求めて「急ニ実行セラレンコトヲ希望スルト云フコトノ起リマス所以ハ、近年確メ得タ所ノ事実ニ根拠ヲ持ッテ居ルノデアリマスノデ、其ノ根拠トスル事実ニ付テ当局者ノ御考ヲ一応伺ッテ私ノ意見ヲ十分明ニシタイト考ヘルノデアリマス、法案ノ規定等ニ関スル事情デハナクシテ事実ニ付テノ御説明ヲ得タイ……」と述べたうえで速記の中止を要求した。彼の求めに応じて議事録は速記中止となっている³¹⁾。

議事録の速記が中止となった間に江木がいったい何を述べたのかは推測するしかない。わざわざ速記を中止したこと、および江木が諮詢第三号に関する討議においても、第一部生は「給費ガアルガ為ニ集ッテ来ル」ような貧困な階層の出身者であるとの前提で「恒ノ産ナクシテ恒ノ心アルモハ之アラズ、恒産ナキ者ノ子弟ヲ多ク集メテ、之ガ国民教育ノ指導者デアルト云ッテ将来ノ社会ニ之ヲ吐出スト云フコトニ就テハ……篤ト御詮議ヲ願ヒタイ……」³²⁾と第一部に批判的であったこと、さらには諮詢第九号に関する討議の際にも「……今日師範学校生徒、殊ニ一部ノ卒業生ノ如キハ、思想上ニ於テモ甚ダ面白カラヌモノガ少クナイト云フコトハ、陸軍アタリノ實際ノ調ニ於テモ吾々承ル所デアリマス」³³⁾と第一部卒業生と「思想問題」との関係について述べていることなどから、第一部生と1928年以来明らかにされた日本共産党、教育労働者組合などとの関係が深いこと、従って第二部の修業年限を延長して第二部を師範学校の中心にすべしとの意見を述べたものと思われる。翌12月5日の総会において吉岡郷甫委員（東京女子高等師範学校校長）が「昨日江木委員から師範学校ノ一部ノ生徒ノ卒業生ニ関シテ色々イケナイコト、恐シイコトヲ承ッタ」³⁴⁾と述べていたことは、先の推測を裏付けている。江木以外の委員がこの間に発言したかどうかについては確認の術がない。

江木は、いったいどのような事実をさしていたのであろうか。文部省の手になる「思想問題」に関連して弾圧を受けた小学校教員の出身学校についての調査によれば、1930年度に弾圧を受けた小学校教員は57人であったが、師範学校出身者が50人で圧倒的に多く、その内28

人が第一部、16人が第二部、2人が専攻科、4人が講習科出身で、第一部出身者が最も多かった³⁵⁾。また、1930年12月におこった東京府豊島師範学校盟休事件に参加したのは第一部の生徒のみであった³⁶⁾。この事件が最初に新聞報道に現れたのは12月11日であり、江木は知らなかったかもしれないが、第一部卒業生が「恒産ナキ者」であるが故に「思想問題」と結合するという危機感を煽るだけの状況は存在していた。

江木が再三にわたって明らかにするよう要求していた文部省側の説明はどのようなものであったろうか。おそらく第一部第二部を併置することを原則とするとしながらも江木を満足させるような答弁であったと思われる。

② 第二部修業年限の延長に伴って新たに第二学年の学級が増加という事態が生ずるが、「今日ノ此経済状態が続キマシテ地方ノ負担ガ経費ノ増加ヲ許サル限リハ費用ノ増加ハセヌヤウニ仕向ケテヤッテ行キタイト思フ」とのように道府県財政の新たな膨脹をもたらすことのないような条件下で具体化されるはずのものであった。支出を増大させぬための具体案として「単ニ来年度ニ限ラズ、再来年度ニ於テモ尚ホ必要アラバ一部、二部ノ差繰リダケヤッテ行クコトニシタイ、ソレニハ今一部ノ募集学級数ハ各府県大抵二学級アルノデアリマスガ、其ノ一学級ヲ一時減ズルコトニシテ二部ノ年限延長ノ方ニ廻シテ行ク」と第一部の、さらにまた専攻科の学級を減じて第二部第二学年の分に振向けばよいとの意向を表明していた。そうすれば「二三年ハ費用ノ増額ヲスルコトナシニ行ケル」ばかりでなく「其通りニ若シ続イテ行ケバ今後数年後ニハ寧ロ地方費ハ減額スルコトニナル」と、1929年以来の地方財政緊縮方針のもとで一定の効果があがることを期待していたのである。そしてさらに「年限ノ延長問題ハ今日ノ此教員ノ供給其ノ他ノ点ニ於テ成ベク此際ヲ利用スルノガ非常ニ便利デアル」³⁷⁾と述べていた。このように、第二部修業年限を延長することによって初年度には第二部卒業生を出さないこととなり、その結果師範学校卒業生が約5千名減少することが見込まれ、折りから教育費削減政策が進行していた町村では本科正教員をこれ以上任用したくないという意向と合致するという最もよい時期を見はからって具体化するものであることを、隠さずに述べたのである。あれこれと論議の多い第二部修業年限延長の実現をはかるには、この時をおいては他に得ることのできない絶好の機会であったのである。

12月23日の文政審議会総会は「諮詢第十二号師範教育改善ニ関スル件ハ提案ノ通実施相成リ然ルベシト認ム尚之ガ実施ニ関シテハ左ノ各条項ヲ実行セラレンコトヲ望ム」と希望条項を附した特別委員会報告を可決した³⁸⁾。希望条項は次のとおりである。

- 一 教員ノ名称待遇ニ関シテハ其ノ学校職員中相当ノ員数ヲ限リ専門学校ノ職員ニ準ゼシムルコト
- 一 第一部第二部対立ノ制度ニ関シテハ将来其ノ実績ニ徴シ尚十分ノ調査攻究ヲ為スコト
- 一 修業年限四年ノ高等女学校卒業生ヲ入学セシムル第二部ノ修業年限ハ之ヲ三年トス但シ土地ノ情況ニ依リ当分ノ内二年トナスヲ得シムルコト
- 一 第二部ノ修業年限ヲ延長スル為学級数ヲ減ズル必要アル場合ニハ大体左ノ例ニ依ルコト
 - (一) 第一部二学級(新規募集)以上ノ学校ニ在リテハ先ヅ第一部ノ学級数ヲ減ズ
 - (二) 第一部一学級(新規募集)ニシテ第二部二学級(新規募集)以上ノ学校ニ在リテハ先ヅ第二部ノ学級数ヲ減ズ

(三) 第一部一学級(新規募集)ニシテ第二部一学級(新規募集)ノ学級ニ在リテハ先ヅ専攻科ノ学級数ヲ減ズ

これらの希望条項が付加えられた経過や理由は議事録には何の言及もないが、第二項目までは文部省と委員達との間の意見の相違が反映しているとみることができよう³⁹⁾。最後の項目は、財政膨脹なしに第二部修業年限延長が実現するよう具体的措置を示してみせたのだが、委員達の間で地方財政緊縮の課題が極めて深刻な問題であるとの共通の認識があったことがよく現われている。しかし、中川次官は総会では第一部と専攻科の学級を減じて第二部へ振向けるとだけ述べていたのに対して、これら三つの場合はいずれも第一部第二部併置の状態は保たれるように考慮されていた。ただ(二)の場合は、「併立ヲ原則トスル」文部省にとっても必要なことではあったが、第二部単独設置に対して批判的な意見の反映があるかもしれない。というのもほとんどが一学年一学級という規模でしかなかった女子師範学校の場合には、中川次官が述べたように措置すれば第一部の募集停止という事態が生じないとも限らなかったからである。

文政審議会へ諮詢する以前に既に政府、文部省の政策は確定していたのであり、委員からのあれこれの批判にもかかわらずいささかの動揺を示すことなく文部省がその方針を貫くことで終始していた。意見の相違は希望条項を付加えることによって解消させられてしまった。文政審議会は、それが内閣総理大臣の諮問機関であることによって政府、文部省の政策を権威づけてその遂行を容易にするという点で小さくない役割を果たしたのである。

さて、文政審議会総会が特別委員会報告を可決した後、文部省はいよいよ師範学校制度改革の具体化をおし進めることとなった。「師範学校規程」改正案は先に述べたとおり11月17日には既に用意されており、省令の改正および公布手続をとりさえすればよかった。12月23日ただちに「師範学校規程中別紙ノ通改正相成可然哉」との原議を起案している。この原議には「師範学校規程中改正案」が別紙として、さらに参考資料として「師範教育調査委員会報告」「要綱」が添付されている。26日には裁決定が下りた⁴⁰⁾。そして1931年1月10日文部省令第一号「師範学校規程中改正」が公布され、新制度は4月1日から実行に移されることとなった。

「師範学校規程中改正」公布に先立って、文部省は12月24日に各地方長官宛に普通学務局長名の通牒「師範学校規程並中学校令施行規則ノ改正ニ関スル件」⁴¹⁾を発している。「師範学校規程」の改正については「一、第二部ノ修業年限ヲ二年トスルコト 一、学科課程ヲ改正スルコト 一、改正令施行ノ際現ニ在学スル生徒ニ課スベキ学科目及其ノ程度ニ就テハ仍従前ノ規定ニ依ル但シ改正令ニ依リ又ハ之ヲ斟酌スルヲ得ルコト」とごく簡単に趣旨とも言えぬことを述べていたに過ぎないが、「標記ノ件大体左記ノ趣旨ニ依リ改正セラレ昭和六年四月ヨリ施行相成ルベキ見込ニ付御知相成度念為此段通知ス」とわざわざ通牒を発した眼目は実は次の点にあった。通牒はこう述べている。

「尚右規程改正ノ結果トシテ此際設立者ノ負担ヲ増加スルガ如キハ努メテ之ヲ避クル様致度キ趣旨ニ付師範学校関係ニ於テハ第二部ノ年限延長ニ依リ其ノ経費ヲ増加スベキモ第一部又ハ専攻科ト学級ノ振替ヲ行フ等適宜ノ方法ヲ執リ学校費ヲ特ニ増加セザル様致シ度詳細ハ追テ協議ス」

これは、中川次官が文政審議会で述べていたように第二部の修業年限延長によって当然増加するはずの第二部第2学年の学級に要する費用を、第一部と専攻科の学級数を減すことによって捻出し、道府県の「負担ヲ増加スルガ如キハ努メテ之ヲ避クル様」極めて具体的な指示

を与えたものであった。通牒の「第一部又ハ専攻科ト学級ノ振替ヲ行フ」という部分は、当初の案では「第一部第二部トモ之ヲ欠クニ至ラザル限リ学級ノ振替ヲ行フ」と積極的に求めたとはいえないけれど、少くとも第一部第二部両方の学級を減ずることを妨げていなかったものを修正したのであった⁴²⁾。実際に発せられた通牒では「第一部又ハ専攻科ト学級ノ振替ヲ行フ」と明らかに第二部の学級を削減の対象とはしていなかった。

さらに「師範学校規程中改正」を公布した直後1月16日に、文部省は主として「師範学校教育及中学校教育改正ニ付テハ其ノ改正ノ趣旨ヲ十分ニ御了解ヲ願ヒ、又其ノ実施ニ関シ篤ト御協議ヲ遂ゲ置ク必要アルヲ認メ」⁴³⁾て道府県学務部長会議を招集した。この会議における指示事項「師範学校本科第二部修業年限延長ニ関スル件」には「師範学校規程中ノ改正ニ依リ本科第二部修業年限延長ニ付其ノ経費ヲ増額スルコトナルガ改正規程ニ基キ本科第一部第二部併存ノ本旨ニ反スルコトナク且小学校教員供給上差支ナキ範囲内ニ於テ各部間ニ学級ノ振替ヲ行フ等適宜ノ方法ヲ講ジ此際成ルベク地方費負担ノ増加ヲ避ケ之ガ施行ヲ円滑ナラシメントヲ望ム」⁴⁴⁾と、第一部第二部いずれか一方を欠いてはならないことおよび「各部間」つまり両方の学級を減ずることを指示していた。どのような形で学級削減が行なわれても「教員供給上」は何ら障害を生じないことは先の地方長官宛照会に対する回答によって十分な見通しを持っていたはずであり、この点では別に問題はなかった。ここでも先の通牒と同じうに道府県教育費の膨脹を抑えることが同時に果さるべきことを強調することに意味があったのである。ただこの指示事項は第二部の学級削減があり得るとしていた点で先の通牒とは多少異なっていて、むしろ修正前の原案と同じであった。このように文部省の行政指導は微妙にずれていた。おそらく文部省内には第一部第二部のいずれを重視すべきか、特に第二部単独設置を認めるかどうかという点での対立を背景とした第二部学級をも削減の対象とするかどうかで意見の違いが存在していたことと示していると考ええる。また同時に、後にやや詳しく述べるように道府県当局が既に1929年度以降師範学校の規模縮少の施策をとっており、その際第二部の学級として削減の対象外ではないという現実を文部省としても追認せざるを得なかったものであろう。さらに第二部修業年限延長に伴う財政上の問題が極めて重要な課題として横たわっていたことを実によく示していた。

文部省は、同会議における協議事項として教員養成については「師範学校規程中改正実施ニ関スル件」「師範学校新卒業者配当状況及明年度ノ同上見込竝ニ之ニ関スル小学校教員淘汰ノ状況ニ関スル件」を提起し、新制度実施に伴って措置すべき具体的問題への対応を準備すべく討議を行なった模様である⁴⁵⁾。

引続き文部省は、1月17、19、20日と3日間にわたり地方視学官会議を招集した。この会議における協議事項の第一項はやはり「師範学校規程中改正実施ニ関スル件」であり、おそらく道府県学務部長会議の場合と同じような内容を提示したものと思われる⁴⁶⁾。

これら通牒、諸会議を通じて道府県に対して行なった行政指導は、それらの内容がすべて明らかであるという訳ではないけれど知り得た限りでは、例えば文部省が文政審議会やそれにいたる過程で説明してきたような「一層十分ナル師範訓練ヲ施ス」ために第二部の修業年限を延長するといったたぐいの教員養成の理念に言及したものは皆無であり、もっぱら新しい「師範学校規程」の、しかも第一部第二部の学級振替の如く学校制度の運用面に限られていたことは注目すべきことのように思う。それは、会議の性格などに規定されていたというよりは改正後の「師範学校規程」第二条、第四条の性格、実際に運用した時に改めて明確になるであろう

性格に起因しているからである。

1月20日文部省は、北海道庁府県に対する文部省訓令第一号をもって「師範学校規程」改正の趣旨を説明した。それによれば、改正理由は「最近ニ於ケル社会ノ趨勢ハ国民教育ノ振興ヲ以テ急務トシ之ガ為一層優良ナル教員ヲ養成センコトヲ要望シテ止マズ是レ今回規程ノ主要部ニ対シテ重要ナル改正ヲナシ修業年限、学科課程、教授ノ内容等ニ幾多ノ変更ヲ加ヘタル所以ナリ」⁴⁷⁾とごく抽象的に述べたに過ぎなかったが、「優良ナル教員ヲ養成センコトヲ要望シテ止マズ」という短い表現の中にこめられている意味は、それが不明確な表現であるだけに大きいものがあつた。既に繰返し述べたことだが「師範学校規程」改正にいたる数年間文部省は師範学校教育の問題を考える際に、「思想問題」対策すなわち社会主義思想と社会主義運動が師範学校へ、さらには初等教育へ波及するのを抑えることを基本にすえてきた。この点は、内閣の交代があつたにもかかわらず一貫していた。「優良」の二字にこのことは集中的に現われていたのである。

同訓令は第二部修業年限延長、第一部第二部どちらかを設置しなくともよい可能性、学科課程の改正についてそれぞれ「改正ノ要旨及施行上特ニ注意ヲ要スル事項ノ大要」を説明したのだが、年限延長、学科課程の改正については従来行なっていた説明を繰返したのにとどまる。第一部第二部のいずれかを設置しなくともよい可能性についても「本科第一部及本科第二部ハ各其ノ長所ヲ有シ相待チテ教育上ノ実績ヲ挙グベク又師範学校ニ於テハ汎ク都市農村等ノ各地ヨリ志望者ヲ収容スルヲ適当トスルヲ以テ高等小学校卒業者ニモ中学校及高等女学校卒業者ニモ入学ノ機会ヲ与ヘテ優良ナル小学校教員ヲ養成センコトヲ期スル必要アリ」とこれまで田中文字大臣が述べてきたのと同様に第一部第二部の併置ヲ原則とすると述べていた。そして第二条で「其ノ一ツヲ置カザルコトヲ得」となっていることについては「之ヲ以テ濫ニ其ノ一ヲ欠クガ如キハ慎重ナル考慮ヲ要ス宜シク教育上ノ見地ト地方財政上ノ事情トヲ併セ考ヘテ適当ナル措置ヲ執ルベキナリ殊ニ本科第二部ノ单独設置ノ如キハ事全ク創始ニ属スルヲ以テ一層慎重ニ考慮シ其ノ修業年限ヲ延長シタル実績ニ徴シテ然ル後措置スル所アランコトヲ要ス」⁴⁸⁾と第二部のみの師範学校を設けることについては極めて慎重な態度を表明し、文部省の方針は第一部第二部併置を原則とするのだという点を改めて強調したのであつた。

以上のような行政指導を経て、1931年4月1日新しい制度が発足した。

<註>

- 1) 『教育時論』第1590号、1929年8月15日、開発社、38ページ。
- 2) 1929年9月5日付起案原議「師範学校制度改正ニ関スル件」による。文部省大臣官房総務課記録班所蔵。
- 3) 同上起案原議添付資料。
- 4) 同上起案原議添付資料。
- 5) 同上起案原議添付資料。
- 6) 『東京朝日新聞』1929年12月4日。
- 7) 「全国師範学校長会議ニ於ケル田中文字大臣訓示要領」『文部時報』第333号、1930年1月11日、8ページ。
- 8) 『同上』21ページ。
- 9) 東京朝日新聞 1939年7月12日。
- 10) 『同上』1930年7月18日。
- 11) 『同上』1930年7月22日。
- 12) 『同上』1930年7月23日。

- 13) 『同上』1930年9月6日。
- 14) 文部省大臣官房総務課記録班所蔵。
参考書は、文政審議会へ提出すべきものとして掲げられたのであろう。起案原議には添付されていない。四点の文書は、国立公文書館所蔵文政審議会文書『文政審議会関係参考書』中に含まれている。
- 15) 文政審議会へ諮詢するための手続きがどのようなものであったか十分確め得ていないが、文政審議会への諮詢は内閣総理大臣が行なうことになっていても文部省令である「師範学校規程」を改正するために厳密な意味での閣議決定を要するとは考えにくい。
- 16) 『東京朝日新聞』1930年10月15日。
- 17) 『同上』1930年10月17日。
- 18) 1927年4月1日現在で文部省が行なった調査によれば、優良卒業者すなわち「小学校長により成績の優秀を認められた者」が上級学校へ進学した比率は、高等女学校15.6%、中学校14.7%に対し、師範学校は1.7%と低い。むろんこれで歴史的傾向を知り得る訳ではなく、学校数の差も考慮しなければならないだろう。(文部省編『全国育英事業概況』1929年5月、1ページ)
- 19) 『東京朝日新聞』1930年10月17日。
- 20) 『同上』1930年11月19日。
- 21) 前掲文部省起案原議「文政審議会へ師範教育改正案諮詢ノ件」に記されている裁決定の日付は11月22日であり、内閣へ発送した日付も同様であった。
- 22) 文部省大臣官房総務課記録班所蔵起案原議「師範学校規程中改正ノ件」
この起案原議には「今回師範教育改正＝関シ文政審議会＝諮詢相成ル＝付別冊師範学校規程(文部省令)中改正案ヲ右参考書トシテ同会ニ提出相成可然哉」とあり、「昭和五年十月十八日」と印刷した「師範学校規程中改正案」(みの版更紙、22枚、孔版印刷)を添付してある。
欄外に「十一月二十五日決定、同日原稿ヲ内閣ニ回付ス」とある。
- 23) 前掲『文政審議会関係参考書』に含まれている「諮詢第十二号 師範教育改善＝関スル件」と題する審議日程の記録による。
- 24) 『諮詢第十二号文政審議会議事速記録(一)』が第1回、第2回の、『諮詢第十二号文政審議会議事速記録(二)』が第3回の議事録である。いずれも国立公文書館所蔵。
- 25) 諮詢第十二号に関する総会の論議については、既に林三平(前掲『日本近代教育百年史』5、619～624ページ)、山田丹(前掲『教員養成の歴史と構造』、200～208ページ)、阿部彰(前掲『文政審議の研究』、184～201ページ)の各氏が言及しているのでそれらを参照されたい。
- 26) 前掲『諮詢第十二号文政審議会議事速記録(一)』(第1回総会)。
- 27) 同上。
- 28) 同上。
- 29) 文部省大臣官房総務課記録班所蔵1930年9月30日付起案原議「文政審議会＝於ケル文部大臣ノ師範教育改善案諮詢説明要領」に別紙として添付してある文部省野紙13枚に墨筆で書かれた原案である。朱筆による修正があるが、田中文部大臣は原稿をそのまま読みあげたのではないのであろう。修正後の文章と議事速記録では表現が幾分異なっている部分がある。
- 30) 前掲『諮詢第十二号文政審議会議事速記録(一)』(第1回総会)。
- 31) 同上。
- 32) 国立公文書館所蔵文政審議会文書『諮詢第三号文政審議会議事速記録(二)』。
- 33) 前掲『諮詢第八号 同第九号(ノ一)文政審議会議事速記録』。
- 34) 前掲『諮詢第十二号文政審議会議事速記録(一)』(第2回総会)。
- 35) 文部省思想局編『思想局要項』1934年11月、358～359ページ。
- 36) 東京府豊島師範学校では、1930年10月一教員の転任に際し留任運動が起り、その後マルクス主義研究団体であるT.N.読書会の指導のもとで生徒意志尊重、自治権確立などの要求を掲げるにいたり、12月には第一部3年生63人、4年生65人が同盟休校に突入するという事件があった。学校当局は、3年生を無期謹慎、4年生を無期停学処分にし、読書会メンバー20人(3年生2人、4年生15人、5年生3人)を退学処分にした。

留休参加者は、いずれも第一部の生徒であり、T.N.読書会メンバーも第一部生徒に限られていた。

次の文献を参照した。

X. Y. Z. 「豊島師範ストライキ情報」新興教育研究所『新興教育』第2巻第2号, 1931年2月1日, 40~43ページ(新興教育復刻版刊行委員会編『新興教育』第2巻, 1975年5月31日)。

「豊島師範学校に於ける T.N. 読書会の組織」文部省学生部編『思想調査資料』第十輯, 1931年5月, 89~101ページ。

「中等諸学校生徒の思想事件」『同上』第17輯, 1933年1月, 69~143ページ。

- 37) 前掲『諮詢第十二号文政審議会議事速記録(一)』(第2回総会)。
- 38) 前掲『諮詢第十二号文政審議会議事速記録(二)』。
- 39) 山川健次郎は、第1回総会の冒頭で師範学校教員の待遇改善を求める発言を行なったが、次官中川の答弁は、その必要性を認めながらも待遇改善と制度改善は性質が異なると述べ、山川を満足させるものではなかった。また、岡田良平、吉岡郷甫はいわゆる第一本体論の立場から諮詢案には批判的であった。山川、岡田は特別委員である。当然総会における同様の意見を述べたであろう。
- 40) 文部省大臣官房総務課記録班所蔵。
- 41) 文部省大臣官房総務課記録班所蔵 1930年12月24日付起案原議による。即日裁決定發送された。
- 42) 同上。
- 43) 「学務部長会議ニ於ケル田中文部大臣訓示要領」『文部時報』第371号, 1931年2月11日, 13~14ページ。
- 44) 『同上』42ページ。
- 45) 同上。
- 46) 同上。
- 47) 『発達史』第7巻, 668ページ。
- 48) 『同上』669~670ページ。

3. 師範学校における地方財政緊縮方針の具体化

続いてここでは改正「師範学校規程」第二条、第四条の運用の実態を、地方財政緊縮方針の師範学校における具体化と関連させて明らかにしようとするものである。

「師範学校規程」改正に際し、事前に通牒を発したり、諸会議で指示を与えたりしなければならなかったほどに最も具体的で重要な問題であった第二部修業年限の延長に伴う第2学年の学級増加という問題はどのように展開したであろうか、それを最初にみよう。

第二部学級数の推移は〈表-1〉に掲げるように実に変化に富んだものであった。学級総数では1931年度の155を最低としながらも翌年度以降は増加を続け、それに伴って生徒数も増加し続ける。もう少し子細にみれば事態は一層複雑であった。第1学年についてみれば、1929年度以降減少の傾向をたどり1933年度から増加するけれど1928年度の状況を回復するのは1939年度のことである。1929年度には7、1930年度には26、1931年度には実に48、1932年度には19の学級がそれぞれ前年度に比較すれば減少していることが解る。特に1931年度の減少は顕著であるが、これは次年度からは修業年限の延長により最初の第2学年を設ける(〈表-1〉中の第2学年は、改正前「師範学校規程」第四条第二項の第二部修業年限に関する規定「本科第二部ノ修業年限ハ男生徒ニ就キテハ一年、女生徒ニ就キテハ一年又ハ二年トス」にもとづく女子に限定されたものであった)ことに備えて財政膨脹を可能な限り抑えるために初年度に新規募集の学級を減じておくという道府県当局の対策であった。第1学年の学級削減が前年度に引続いて行なわれたにもかかわらず、1932年度に第二部学級総数が一挙に増加しているのは、修業年限の延長によりほぼそのまま第2学年へ移行することによって累積した結果である。以上のような第二部学級数の推移から、修業年限延長に伴う学級増に対して教育費の支出を極力抑えるために1学年当りの学級数を削減しようとした道府県当局の対応を明瞭にみてとれる。

〈表-1〉 師範学校学級数累年比較

年 度	第 一 部 学 級 数						第 二 部 学 級 数		
	総 数	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	総 数	第1学年	第2学年
1927	996	199	200	198	195	204	214	200	14
1928	986	194	199	199	199	195	217	200	17
1929	975	183	195	199	200	198	218	193	25
1930	941	165	183	194	199	200	196	167	29
1931	887	147	164	183	194	199	155	125	30
1932	805	119	146	163	183	194	227	106	121
1933	729	119	118	146	164	182	222	116	106
1934	658	116	116	117	147	158	237	122	115
1935	609	116	115	116	117	145	264	141	123
1936	579	116	115	115	116	117	284	143	141
1937	575	115	115	115	114	116	290	148	142
1938	573	116	114	115	114	114	309	161	148
1939	575	118	115	114	114	114	385	225	160
1940	626	167	117	114	114	114	456	229	227

文部省普通学務局編各年度『師範学校ニ関スル調査』による。

一方第一部についてはどうであろうか。〈表-1〉には同時期の第一部学級数の推移も示してある。これによれば学級総数は1928年度以来減少を続け、増加の傾向をみせるのは第二部と同様に1939年度以降のことである。1927年度の996学級を100とすれば、1931年度には887学級、指数にして89、この間の最低となった1938年度には573学級、指数にして54まで減少しており、第二部と比較するまでもなくかなり激しい勢いで学級削減が行なわれたことが解るのである。特に1931年度には54学級、1932年度には82学級、1933年度には76学級、1934年度には71学級、1935年度には49学級がそれぞれ前年度から減っていてこの間でもきわだった状態を呈している。

第1学年についてみれば、1927年度の199学級を100とすると1932年には119学級、指数にして60までへと一気に減少している。急激に減少しているという点では第二部の場合とよく似ているが、第二部ではその後増加する傾向をみせるのに対して第一部では大きな変動は1940年度にいたるまでではない。しかしながら第1学年の学級数はその後4年間は累積するので横這状態を続けながらも第一部学級総数の減少に及ぼした影響は大きいものがあったのである。

このような学級数の削減は、1929年7月29日の内務・大蔵両大臣連名の地方長官宛訓令で「現下ノ時局ヲ匡救シテ我国財政ノ堅実ナル発達ヲ庶幾セントスルニハ中央財政ト併セテ地方財政ノ一大整理緊縮ヲ断行シ国民ノ消費節約ヲ促進シ民間経済ノ整理ヲ企図スルヨリ急ナルハ無シ」¹⁾と述べていた地方財政緊縮方針の具体的現われであった。

師範学校の学級削減は、道府県財政の緊縮と小学校教員の供給源を縮少することによって町村の教育費削減にも応えるという目的から道府県の判断により1928年ごろから既に行なわれていた。例えば1928年度秋田県師範学校第一部15学級第二部2学級、同女子師範学校第一部5学級第二部2学級であった秋田県の場合、1929年度以降秋田県師範学校第一部の学級を毎

年のように削減し、1932年度には2学級を減じたが、それは税収入の減少と他方での国政委任事務費の増加に対応した「名誉職の費用弁償二割減を行い、師範、中学校では多数の学級整理を断行し、事務事業の繁閑を考慮して多数の人員を整理し、賞与年額の予算計上を止め、図書館の分館を廃止し、試験桑園を廃し、師範生徒手当を減じ、代用附属小学校を減じ……」²⁾とのように県支出削減の一環として行なわれたものであった。文部省がこのような状態を新たな支出を伴うことなしに第二部修業年限延長を実現できる好機であると把握していたのは前に述べたとおりである。そして、年限延長に伴う第二部第2学年の学級は「各部間ニ学級ノ振替ヲ行フ」ことによって捻出せよとの学務部長会議での指導が、すでに進行しつつあった学級削減に一層拍車をかける結果となったことは疑いないところである。おそらくは文部省の予想をはるかに越えて単に「学級ノ振替ヲ行フ」という以上に、急激でしかもかなり長期間にわたって師範学校の学級数は削減されたのであった。

ところで、文部省は「師範学校規程」改正に際して訓令をもって第二部を第一部と「対等タラシメ……」と述べていたし、繰返して指摘するまでもなく、学級数の削減は第一部において特に著しいものがあったことおよび第二部卒業生の数が第一部のそれを上回るということなども付加わって第一部は教員養成機関としての相対的地位を低下させていったので、第二部は第一部と「対等」になったようにみえる。けれども第二部の学級数の変動を詳細にみれば、第二部の基本的性格にかかわる問題が存在していたのである。1931年度に減少した第二部第1学年42学級のうち8学級は青森、同女子、埼玉女子、鳥取、同女子、徳島女子、大分、同女子の各師範学校で第二部の募集を停止した結果生じたものである。従って、既に二年制を採用していた埼玉、徳島、大分各女子師範学校を除いた5師範学校では第二部学級はまったく存在しないという状態が生じたのである。翌1932年度には12師範学校が第二部の募集を行なわなかった。改正「師範学校規程」は、実施に移した早々に改正の最大眼目であったはずの第一部第二部の「併立ヲ本旨トスル」という点でその趣旨を貫くことができないという事態に直面したのである。文部省は、1931年5月11日に次官名を以て各地方長官宛に「何レカ其ノ一ヲ廃止セントスルトキハ勿論、假令生徒募集ノ一時的中止ニ因ルモ其ノ結果第一部又第二部ノ学級ヲ全然欠クニ至ルベキ場合ニ於テハ……其ノ理由竝ニ師範学校ノ現在及将来ニ於ケル学級編成計画等ヲ具シ申請相成」³⁾と第一部第二部のどちらかをまったく募集しないことに対して抑制するよう求める通牒を発せざるを得なかった。しかし通牒はどちらか一方を欠くことを禁止するというほどまでに強い調子でなかったことはその文面から明らかである。「本旨」を徹底できる見通しはなかったからである。府県からの申請の結果そうなったのどうか確認できる資料はまだないのだが「併立ヲ本旨トスル」ことは、その後もなお数年間は貫かれなかった。すなわち1933年度10校、1934年度8校、1935年度6校と第二部生を募集しない学校があったのである。その結果大分県では1931年度から1933年度まで、鳥取県では1931年度から1934年度まで、そして青森県では1931年度から1936年度まで6年間にわたって男女ともに第二部の募集をまったく行なわないという事態が続いていたのである⁴⁾。これらの諸県の場合は、実態からみればこの間第二部はまったく存在しなかったのだが、学級定数、生徒定員まで削ってしまうにはいたらず、先の通牒でいえば「一時的中止」ということになってしまう。しかしながら、福井県鯖江女子師範学校の場合には他の諸県とはいささか事情を異にしていた。この学校では1933年度に第1学年募集を停止したが、翌1934年度から1940年度までは学級定数、生徒定員そのものを削減してしまったからである。これは一定期間ではあるけれど第二部を文字通り廃

止したのである⁵⁾。また、富山県のように富山、女子両師範学校で隔年毎に募集停止にした例もある。

これらのことは、第一部においては皆無であり、第二部にのみかわる特徴的事実であったことは注意してよい。

新聞報道によれば、青森県の場合「就職戦線にあっては絶対安全圏内にあった小学校教員も年々卒業する新卒業生を本県内に収容することが困難となって遂に本年男女師範第二部募集停止する事を決定した」⁶⁾ というのが第二部募集停止の理由であった。このことから第二部募集停止の背景には、県財政節減という理由はもちろんのこと、第二部の修業年限が2年間であるために2年単位というごく短い幅で小学校教員の需給関係の調節をはかり、見通しを立てることができるという点で、修業年限5年間の第一部よりは効果的であるということがあったといえそうである。第一部で最低限を確保し、第二部で2年単位の調節をはかるということではなかったのだろうか。文部省の説明によれば、また既にみたように幾人かの研究者の言及によれば、第二部は修業年限を延長した結果それまでの補充的地位を脱して第一部と「対等」になったはずであったが、おそらくは道府県当局の第二部に対する認識の段階でも、そしてまた現実にも第一部に対する補充的教員養成機関としての、というよりは需給調節機関としての性格をなお色濃く備えていたということを以上の事実が物語っている。

また師範学校学級数の削減とそれに伴う卒業生の減少は、「教員養成については常に需給関係を考慮し生徒募集員数の調節をはかること」(帝国教育会主催、教育擁護大会決議、1930年3月⁷⁾)との小学校教員の要求とある程度合致したものであった。例えば新潟県の場合は一層明確であって、1930年度新潟県教育会代議員会には募集定員、学級数の削減を求める建議案が議題として供されていたのである⁸⁾。さらに、町村の側にとっても小学校教員の解雇を行なう社会問題化するよりは師範学校卒業者の減少の方が望ましいことであったと思われる⁹⁾。

以上のように師範学校の学級数の大幅な削減が行なわれただけではなかった。師範学校の統廃合、私費生数の比率の増大、生徒給費の減額、教職員の削減など師範学校のほとんどすべての側面にわたって経費の節減がはかられた。

〈表-2〉は師範学校数の変化を示したものである。これによれば、1929年度の106校を頂点としてそれ以降1938年に東京府大泉師範学校が新設されるまで学校数は減少していることが解る。1931年度には1校が減少しているが、これは熊本県第一、第二両師範学校の統合が行なわれたためであった。両師範学校の統合の結果、学級数は統合前に較べて第二部の場合には変化がないが、第一部は両校で18学級あったものが15へと減少している。この変化に伴ない第一部生徒数も682人

〈表-2〉 師範学校数の推移

年 度	学校数	備 考
1926	102	
1927	102	
1928	104	福井鯖江(女)、佐賀(女)分離設置
1929	105	和歌山(女)分離設置
1930	105	
1931	104	熊本第一、第二(男)合併
1932	103	広島・福山合併
1933	103	
1934	102	鹿児島第一、第二(男)合併
1935	102	
1936	101	御影、姫路合併、兵庫師へ
1937	101	
1938	102	東京大泉設置
1939	102	
1940	103	北海道(女)設置

各年度『師範学校ニ関スル調査』による。

から574人へ、専任教員は49人から39人へ、書記は6人から人へ、舎監は11人から7人へとそれぞれ減少している¹⁰⁾。翌1932年度には県議会が否決したので知事が内務省に対して原案執行手続きをとるという強硬手段¹¹⁾を経て広島県広島師範学校と同福山師範学校との統合が行なわれて師範学校数は1校減となった。

〈表-3〉は、統合の結果師範学校の縮小がどの程度行なわれたのかを示したものである。これをみれば一目瞭然であるが、第二部だけは修業年限延長によって第2学年が発足したので学級数、生徒数とも増加しているけれど他はすべて減少している。特に注目すべき点は、教員の減少が著しいことである。統合前に広島師範学校26人、福山師範学校17人、合計43人であったのだが、統合後は27人となったのである。これでは広島師範学校1校分の人員でしかない。生徒数も減少してはいるが、教員1人当り生徒数は広島12人、福山12人から17人へと増加した。同様のことは書記、舎監についてもいえる。師範学校経費についてみれば、1931年度には広島師範学校104,476円、福山師範学校67,302円、合計171,769円であったのに対して、1932年度は96,233円となり75,536円、44%の減少であり、これは福山師範1校分以上に匹敵する。師範学校の統廃合は、このように財政節減という点で大きな効果をもたらしたといえよう。その後も1934年3月には鹿児島県第一、第二師範学校の、1936年度には激烈な反対運動が起ったにもかかわらず兵庫県御影、姫路両師範学校の統廃合が行なわれた¹²⁾。

続いて私費生の増加について述べることにしよう。

私費生は、「師範教育令」第七条が「……師範学校生徒ノ学資ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ学校ヨリ之ヲ支給スヘシ」と学資支給を原則としながらも、その第二項に「前項ノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ私費生ヲ置クコトヲ得」¹³⁾と規定していたのにもとづいて「師範学校私費生規則」(1897年10月11日、文部省令第二十一号)を制定したことによって法制上初めて設けられた。「師範学校私費生規則」では私費生の定員は、地方長官が定め、しかも文部大臣の認可を必要としていた。その後「師範学校規程」(1907年4月17日、文部省令第十二号)の制定に及び、第五十九条で「公費生ノ員数、之ニ支給スベキ学資及其ノ支給法ハ地方長官之ヲ定ム」と学資支給について規定し、第二項で「私費生ヲ置カントスルトキハ地方長官ハ其ノ員数ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」¹⁴⁾と定めて、「師範学校私費生規則」を廃止した。その後1926年4月22日文部省令第十九号を以って「師範学校規程」を改正した際に私費生定員は

〈表-3〉 広島県広島、福山両師範学校統合による学校規模縮小の状態

	1931年度		1932年度
第一部学級	広島 福山	7 6	10
第二部学級	広島 福山	1	2
第一部生徒	広島 福山	246 226	382
第二部生徒	広島 福山	42	80
教員	広島 福山	26 18	27
舎監	広島 福山	8 4	10
書記	広島 福山	3 2	3
経費	広島 福山	104,467円 67,302	96,233円

各年度『師範学校=関スル調査』による。

「私費生ヲ置キタル場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ員数ヲ文部大臣に届出ツヘシ」¹⁵⁾と単に文部大臣へ届出さえすればよいように改められた。

私費生制度は、小学校教員の需要の増大に応えるため師範学校規模を拡大するのに伴ない道府県教育費が増大するのをある程度抑え、学校規模の拡大が財政上の理由によって妨げられることがないようにとの意図により設けられたものと考えられる¹⁶⁾。けれども発足当初の私費生制度の運用はごく限定的であった。第一部では1916年から3年間だけ8%前後を占めた以外6%を越えたことはなかった。第二部では発足当初から私費生の比率は高く、10%から20%に達している¹⁷⁾。ただこの比率の高さは、修業年限が1年と短くて教員養成機関としての相対的地位が高くないことと卒業生も第一部の半分であることによって幾分相殺されているといえよう。

ところが、第一部についていえば1930年度から私費生の比率は若干増加し始め、1932年度からは急激に上昇したのである。1931年度にはたかだか3.89%にしか過ぎないが、1932年度には2,500人を越え、かつて1916年度に8.22%に達したことがあったがそれを上回って8.94%にもなったのである。その後も1933年度15.84%、1934年度24.24%と上昇を続けて1935年度には生徒総数の3分の1を越え、1939年度にいたって46.03%とほぼ半数が私費生となった。一方第二部においても1928年度以降私費生の占める比率は高くなっていくが、その傾向は第一部と比べるとさらに著しいものがあつた。1930年度には第二部設置以来最高の21.65%を記録し1931年度38.78%、1932年度47.38%と急上昇を続け1933年度には55.02%に達し、第一部で3分の1を越えた1935年度には3分の2を越えた。第二部において比率がより高いことの理由は、第二部入学資格が中学校、高等女学校卒業であるところから、入学者の家庭の経済的条件が学資負担により堪え得ることがあつたものと思われる。

私費生の増加に並行して私費生の定員を設ける府県の数も、1927年度には第一部12府県、第二部11府県程度に過ぎなかったものが次第に増加し、1934年度にはそれぞれ32府県、36府県と70%から80%の府県が私費生を設けるにいたつた¹⁸⁾。

私費生の増加は、先に述べた学級数の削減と同様に師範学校経費の削減を意図して行なわれたものである。ここに1931年3月27日付で鳥取県知事から文部大臣に宛てた「師範学校私費生設置ノ件」¹⁹⁾という文書がある。この文書は、「師範学校規程」第五十九条第二項にもとづいて知事が私費生の定員を定めて文部大臣へ届出たものであるが、それには「従来本県師範学校ニ於テハ全部公費生ヲ収容セルモ近時県経済ハ極度ノ窮乏ヲ来シ財政最モ困難ヲ告クルヲ以テ昭和六年度新入生ヨリ私費生ヲ置キ……公私費生相定メ候ニ付此段及御届候」とあり、私費生制度運用の実態がもたら道府県財政の状態によって規定されていることを端的に示していた。

「師範教育令」第七条が給費制度を原則としていた以上、このような大幅な増加はそれ自体としても重大な問題であつたことはもちろんだが、事態は進展し続いて述べるように第二部において私費生のみで公費生をまったく設けない府県が数多く現れるにいたり、給費制度は根底から揺らいだのである。1930年度には鹿児島県第一、第二、女子の3師範学校の第二部は私費生のみによって編成されることとなった。その後1931年度7県15師範学校、1932年度10県21師範学校、1933年度17県36師範学校、1934年度18府県36師範学校、1935年度21府県43師範学校と私費生のみを設ける師範学校第二部は増加を続けるのである²⁰⁾。もちろん1908年第二部制度発足以来第二部生が私費生のみによって占められた師範学校の存在は皆無ではな

く、たとえば1908年度第二部で私費生を設けていたのは8校あったがそのうち4校が私費生のみであった²¹⁾。その後も第二部生徒のすべてが私費生であるという学校が存在していたけれども1930年代以降の時期における事態は、その範囲の広さと他の諸側面における経費節減との連関のもとで進行したという点で意味を明らかに意味を異にするものであった。

文部省は勅令である「師範教育令」に明らかに抵触しているこのような事態に対して黙過していたとは考えにくいけれども果してどのように対処したであろうか。時期はいささかずれるけれど、1928年8月16日に長野県知事が普通学務局長宛照会「師範学校生徒学資ノ件」²²⁾を発していた。これは「師範学校本科第二部生徒ノ全部ヲ私費生トシ其ノ中学資ノ不十分ナル者ニ対シ貸費ノ途ヲ購シ卒業後相当年月内ニ之ヲ償還セシメ度見込有之候処右ハ師範学校規程第五十九条ニ照シ支障無之様被存候共一応御意見承知致度此段及照会候也」と、第二部生徒全員を私費生として、一部に給費制度ではなく貸費制度を導入してもかまわないのではないかという点に関して文部省の意見を求めたものであった。この照会に対する文部省側の回答は、「……師範学校本科第二部生徒ノ全部ヲ私費生トスルハ師範教育令第七条及師範学校規程第五十九条ニ照シ穩当ナラザル儀ト存セラルルニ付従来ノ通相当員数ノ給費生ヲ置カルル様今一度御考慮相成度」²³⁾とのように第二部生徒の全員を私費生とすることは適当ではないという「師範教育令」第七条に照していれば当然ともいえる判断を示したものであった。第二部生徒のすべてを私費生とした府県が長野県のように文部省に対して照会を発した後措置したかどうかを確認できる資料は未見である。文部省は、長野県からの照会とそれへの回答を「文部省例規類纂」に掲載しておらず、必ずしも全国的に適用すべきものとは考えていなかったとの推察は可能である。長野県も長野師範学校では1931年度には第二部生徒のすべてを私費生とした。この状態は1939年度まで続いた。松本女子師範学校では1933年度から1939年度まで同様であった²⁴⁾。従って1933年度以降1939年度にいたるまで長野県では第二部生徒の全員が私費生であったということになる。その後文部省が先の回答を撤回したという証拠もなく、またそうしたとも考えにくいのだが、照会を発しても文部省が了解を与えなかった長野県においてさえこの状態であった。内務省、道府県、大蔵省の地方財政緊縮方針の前に勅令「師範教育令」第七条の拘束力は極めて弱いものであったといわねばなるまい。第一部生徒のすべてを私費生とした府県は皆無であり、既に述べた第二部における私費生の比率を高いものにしていた第二部に固有にみられた現象であったのである。

私費生数の増加、私費生をみの第二部の設置に続けて給費額について述べることにしよう。〈表-4〉は給費の月平均金額の変化を示したものである。これによれば一見して明らかなように給費額は、一貫してしかもかなり急激に低下していたことが解る。私費生の増加が給費制度をかなり崩壊させていることについては既に触れたとおりだが、このような給費額の実態は果して給費と呼ぶにふさわしいものであったろうか。

1931年度第一部生徒で寄宿舎に入舎していたものに限ってみれば、師範学校総数104のうち静岡県静岡、浜松両師範学校の

〈表-4〉 師範学校給費
月平均金額

年 度	給費月平均金額(円)	
	第一部	第二部
1926	9.45	8.88
1927	9.73	8.84
1928	9.25	8.56
1929	8.86	7.88
1930	8.08	7.23
1931	6.49	6.08
1932	6.24	6.63
1933	5.33	6.77
1934	4.27	4.17
1935	4.39	3.61
1936	4.28	4.11
1937	4.04	3.92
1938	3.97	4.18
1939	4.54	5.18
1940	4.95	5.15

各年度『師範学校ニ関スル調査』による。

第4, 5学年に支給していた13円というのが最高金額であり、全部の学年に対して10円以上支給していたのはわずかに12校しかなかった。最低金額は島根県女子師範学校第1, 2学年に支給していた2.50円という少額であった²⁵⁾。

公立師範学校は、その成立の当初から1886年6月4日文部省訓令「尋常師範学校男生徒学資支給要項ノ事」²⁶⁾が学資を食物、被服、日用品、修理及湯浴、一週間手当の5種類にわたって詳細に定め師範学校での生活に要するすべての費用を保障していたことを頂点として、生徒に対する何らかの給費制度を一貫して伴っていたことは周知の事実である。しかしながらこの制度は必ずしも均一な展開をたどったものではなかった。1891年に学資の内容を食物、被服、雑費の三種類に限定して、支給方法を文部大臣の認可事項とし(1891年11月17日文部省訓令第七号²⁷⁾、さらに1893年に支給方法を文部大臣に対する地方長官の単なる報告事項と改めた(1893年3月29日文部省訓令第二号「尋常師範学校生徒学資支給ノ方法ハ自今認可ヲ要セサル事」²⁸⁾)後、学資のすべてを支給しなければならないという構想からは大きく後退し、学資の多寡は道府県財政の状態によって左右されることは避け難いという条件のもとに置かれ、既に述べた私費生制度の設置も付加されて、給費制度は必要な学資の一部を補填するに過ぎないものへとその性格は変化していった。そして「師範学校規程」(1907年)が「公費生ノ員数、之ニ支給スヘキ学資及其支給方法ハ地方長官之ヲ定ム」(第五十九条第一項²⁹⁾)と規定するにいたって給費制度は、その不安定さをいよいよ強めたのである。

それとともに学資の内容も大きく変化した。1915年に文部省が行なった調査によれば、経緯は明らかではないが学資の欄は、1891年訓令第七号とは異なって被服費、食費、雑費の三項目からなっていて、特に被服から被服費への変化に示されるように現物支給の原則は、和歌山県師範学校のように被服を現物で支給していたところもないではないが、ほとんど失なわれたとみることができよう。しかもこの調査によれば、被服費については62校が空欄となっていて給費制度の形骸化は確実に進行していた³⁰⁾。1915年前後の学資支給の一般的形態は、被服費、食費、雑費(学用品代、入浴料、病氣治療費などを含むと思われる)の三つであった。

また、1921年東京府青山師範学校の「東京府青山師範学校生徒募集要項」³¹⁾の例によれば、学資に相当する「食費被服又被服費及雑費」に加えて、入学準備金、特別加給があった。この要項では、これらすべてを学資としているが入学準備金は、入学者を確保するための新たな手段であり、特別加給も小学校教員の子弟に対する優遇措置で入学準備金同様の機能をもつものであった³²⁾。1910年代後半から1920年代前半にかけて師範学校へ入学者を確保するためにこのような措置が各地でとられた。このことにより経常的に支給される学資の比重は相対的にさらに低くめられる結果となったのである。1920年代以降の文部省の調査では、先の三つの区分は既に失なわれていて単に「給費」となっており、学資はほとんど食費のみを意味するようになったものと思われる。入学準備金あるいは入学支度金の支給はまだ幾つかの府県で行なわれていた³³⁾。

その後事態は一層進展した。1931年度の場合、東京、福島、宮城の各府県で被服費を、山形県では入学支度金を、福島県では修学旅行費を支給していたという例を散見できるものの、学資は食費と同義であり、しかも必要な食費を充足し得たのかどうかさえ疑わしいほどの状況を呈するにいたるのである³⁴⁾。既に述べたように全国的にみればむしろ高額の一部類に属する月額12円を支給していた東京府青山師範学校第一部の場合でも、これを日割にすればわずか0.40円に過ぎないのであり、これでは1919年当時の1日当りの食費と同額であった。あるいはま

た、青山師範学校で定められていた1931年度の食費は1日0.43円であり、1カ月を30日として計算すれば14.40円となり、月額12円では食費をさえとうてい満し得ぬ金額であったことは明らかである。師範学校設置箇所は大部分が中小都市であるという点を考慮に入れても、これより以下の金額では学資は必要な食費を部分的に補填するのがせいぜいのところであった。そして、このような状態がこの時期における給費制度の一般的形態であった。

給費制度は私費生の増加と給費の減額という状態が二重に重なりその意義を急速に失ないつつあった。その反面師範学校費の節減という点である程度の効果をあげたのである。1927年度給費総額は5,629,224円で師範学校費の34%を占めていたのが、1937年度には992,188円わずかに9.8%へと比率は下った。この間師範学校費は16,609,281円から10,098,714円へと大幅に減っている³⁵⁾。

また、師範学校教員数の変化は〈表-5〉に掲げたとおり有資格者、無資格者ともに減少している。新聞報道などによる限り、小学校教員の場合のような「首切り」といった事態を見出せなかったが、数年以上もの期間にわたって減少傾向を示すのは稀有のことであって、教員数の変動という点においてもこの時期はやはり特徴的な時代であった。舎監、書記など他の職員についても減少の傾向は同様であった。

〈表-5〉 師範学校教員数累年比較

年 度	教 員 数		
	総 数	有資格者	無資格者
1926	2,706	2,351	354
1927	3,197	2,652	545
1928	3,287	2,789	494
1929	3,251	2,822	429
1930	3,143	2,796	347
1931	3,047	2,715	332
1932	2,871	2,607	264
1933	2,803	2,567	236
1934	2,819	2,618	201
1935	2,826	2,628	198
1936	2,774	2,577	197
1937	2,808	2,643	165
1938	2,879	2,641	238
1039	3,002	2,768	234
1940	3,261	2,964	321

各年度『師範学校=関スル調査』による。

〈表-6〉 道府県支出師範学校経費累年比較

年 度	師範学校経費 (円)	指 数
1926	15,001,508	100
1927	15,116,886	101
1928	14,239,435	95
1929	13,567,967	90
1930	12,212,544	81
1931	10,263,879	68
1932	8,898,401	59
1933	7,895,432	53
1934	7,512,196	50
1935	7,331,384	49
1936	7,798,501	52
1937	8,184,662	55
1938	8,295,101	55
1939	8,546,745	57
1940	9,101,659	61

各年度『師範学校=関スル調査』による。

以上述べてきたように師範学校規模の縮小は実に多方面にわたって、しかもかなり急激な変化を伴って行なわれた。その結果、師範学校関係費の節減にどの程度効果をあげ得たのかを〈表-6〉に示した。1927年度を頂点としてその後は1935年度まで一貫して減少を続けており、1926年度を100とすれば、1931年度68、1932年度59、1933年度53と急激に減少し、その後やや停滞傾向を示しているとはいえ1935年度にはこの間の最低49にまで落込んでしまうのである。極めて大きな効果をあげたと言える。

このような事態に際して文部省の対応はどのようなものであったのか興味深いものがある。1933年2月27日文部次官名で次のような通牒「師範学校ノ施設経営ニ関シ留意方」³⁶⁾を発しているが、それには次のようにあった。「近時地方ニ於テ或ハ師範学校ノ合併ヲ行ヒ或ハ学級ノ減少ヲ企テ或ハ生徒給費ノ減額ヲ図ル等師範学校ノ施設経営ニ関シ種々ノ論議有之哉ニ聞及ブ処元来師範学校ハ就学児童ノ増加ト社会ノ進歩発達ニ伴ヒ一層之ガ充実ヲ期スルコト喫緊ノ要務ナルヲ以テ其ノ施設経営ニ関シテハ十分考慮ヲ払ハレ度万一地方ノ事情ニ依リ整理計画セラルルガ如キ場合ニ於テモ之ガ実行ニ関シテハ慎重ナル調査研究ヲ遂ゲラルルト共ニ或ハ一学級ニ於ケル生徒数ノ減少或ハ師範学校教員ノ待遇向上若ハ定員ノ増加等教育上有効適切ナル方策ヲ講ズル等師範教育内容ノ低下ヲ防グノミナラズ之ガ充実ヲ期シ以テ優良ナル小学校教員ノ養成及普及ニ関シ毫末ノ遺憾ナキ様御留意相成度」。1930年度から1937年度にかけて師範学校の縮小が一気に進行したのだったが、そのさなかに文部省の事態に対する認識が「師範学校ノ施設経営ニ関シ種々ノ論議有之哉ニ聞キ及ブ」という程度であったとは到底信じられるものではない。ましてこの通牒から勅令や文部省令が条文どおり実行されず師範学校規模の縮小が行なわれているのを制止しようとする強い意志を感じとることは困難である。文政審議会において当時の文部次官中川健蔵が、第一部学級を第二部へ振替えることによって「今後数年後ニハ寧ロ地方費ハ減額スルコトニナル」との見通しを述べていたことを思い起せば、この通牒の意味も明らかとなる。文部省は、師範学校の縮小を抑えることは不可能であると考えていたばかりでなく、中川の発言が示すように地方財政節減という効果を期待していたのである。

この時期の文部省の主要な関心はどこにあったか、それは斎藤実内閣鳩山和夫文部大臣が1933年4月21日地方長官会議で行なった訓示に明らかである。彼の訓示は「諸種難問中思想問題ノ処置解決ハ国家存立ノ根本義ヨリ見テ緊急ノ要務デアル」と「思想問題」に最も力点を置いたものであった。そのなかでも特に同年2月4日の長野県・教労新教弾圧事件に関して「……関係教員ノ多数ナルコト、其ノ範囲ノ広汎ナルコト、又其ノ児童ニ及ボシタル影響ノ甚大ナルコトハ從來未ダ曾テ其ノ類例ヲ見ザルモノデアリマシテ、国民教育上真ニ寒心スベキデアリマス」と非常に強い危機感を表明した。

そして、教員養成についても小学校教員の「思想問題」と関連させて次のように言及した。「最近ノ思想事件ニ鑑ミマシテモ優良ナル小学校教員ノ養成ニハ大ニ力ヲ尽サナケレバナラヌト信ジマス。随ッテ師範学校ハ事情ガ許スナラバ此ノ際設備ノ改善ヲ図リ良教育家ヲ招致シテ教育ノ効果ヲ挙グルニ努ムベキデアラウト思ヒマス。専ラ財政方面ノ考慮ニノミ偏シテ教育効果ノ低下ヲモ顧ミザルガ如キ事ハ極力之ヲ避ケナケレバナリマセス。随ッテ万一地方ノ事情ニ依ッテ整理節約ヲ必要トスル場合ガアリマシテモ、之ガ実行ニ就テハ慎重ナル調査研究ヲ遂ゲ、師範教育ノ内容実質ヲ低下スルコトナキヤウ留意セラレンコトヲ望ミマス」³⁷⁾

鳩山文部大臣の訓示は、このように師範学校の縮小を認めてはいないのだが、さりとてそれを制止するという強い姿勢でないこともまた明らかである。むしろ、師範学校の縮小によって生ずる「教育効果ノ低下」が「優良ナル小学校教員」の養成を妨げることになる、つまり社会主義思想社会主義運動の影響を受けるようになるという意味で「財政方面ノ考慮ニ偏」することは避けなければならないというものであり、訓示の趣旨はあくまでも「思想問題」対策にあった。

師範学校は、「優良ナル小学校教員」を養成するという機能さえ果たしていれば十分であり、この課題をやり遂げることが文部省の主要な関心でありかつ任務であった。勅令や文部省令が

条文どおり実行されていないということはそれ自体文部省にとっても確かに大きな矛盾であったが、先の課題、任務が遂行できさえすれば、敢えてその矛盾を打開しようとしなくともすむ、そういう程度の問題であったのである。

<註>

- 1) 『内務時報』第506号, 1929年8月7日, 13~14ページ。
- 2) 秋田県議会秋田県政史編集委員会編『秋田県政史』下巻, 秋田県議会, 1956年3月31日, 757~758ページ。
- 3) 「師範学校本科第一部及第二部生徒募集=関スル件」『文部時報』382号, 1931年6月1日, 13ページ。
- 4) 文部省普通学務局編『昭和六年四月現在 師範学校=関スル調査』(1931年12月25日), 『昭和七年四月現在 師範学校=関スル調査』(1932年12月25日), 『昭和八年四月現在 師範学校=関スル調査』(1933年12月26日)『昭和九年四月現在 師範学校=関スル調査』(1935年1月26日), 『昭和十年四月現在 師範学校=関スル調査』(1936年2月1日), 『昭和十一年四月現在 師範学校=関スル調査』(1937年3月21日)による。
- 5) 1934年度から1940年度にいたる間の『師範学校=関スル調査』ではまったくの空欄となっている。『福井師範学校史』(福井師範学校史編集委員会編, 福応会, 1964年3月30日)は, 「本科二部は, 昭和九年度卒業生から絶えた。……十六年度からまた本科二部制が復活した」(313ページ)としている。
- 6) 『東奥日報』1931年3月27日, 青森県教育史編集委員会編『青森県教育史』第4巻, 青森県教育委員会, 1971年3月15日, 728ページ, からの重引による。
- 7) 『帝国教育』第572号, 1930年4月1日, 巻頭。
- 8) 新潟県教育百年史編さん委員会編『新潟県教育百年史』大正・昭和前期編, 新潟県教育委員会, 1973年3月15日, 1351~1352ページ。
- 9) 各地で行なわれた強制的寄附, 賃金支払遅延・不払い, 初任給減額, 高給者の退職などについて新聞, 雑誌は「教育受難」「教員不安の時代」と大々的に伝えていた。師範学校を縮小することの方がはるかに容易であった。
- 10) 1930, 1931両年度の『師範学校=関スル調査』によった。
- 11) 『東京朝日新聞』1931年1月16日。
- 12) 鹿児島教育委員会編『鹿児島県教育史』下巻(鹿児島県立教育研究所, 1961年6月30日)は, 「県財政上, 経費の節減のため, 反対意見もあったが第二師範学校は廃止となり……」(221ページ)と統合の理由を端的に述べている。兵庫県については, 兵庫県教育史編集委員会編『兵庫県教育史』(兵庫県教育委員会, 1963年11月1日)が560~568ページで経過を述べている。
- 13) 『発達史』第4巻, 423ページ。
- 14) 『同上』第5巻, 556ページ。
- 15) 『同上』第7巻, 643ページ。
- 16) 「師範教育令」第二条は「師範学校へ北海道及各府県=各一校若ハ数校設置ス」と師範学校の増設を可能にする規定であり, 「師範教育令」制定の大きなねらいは, 小学校教員の需要増大に応えることにあった。さしあたり, 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第4巻, 教育研究振興会, 1974年8月, 1403~1407ページを参照されたい。
- 17) 第二部における私費生の比率は, 1908年度から1917年度にいたるまで高まる傾向を示しており, 最低で1912年度の9.58%, 最高は1917年度の21.41%である。いずれも各年度の『日本帝国文部省年報』による。
- 18) 文部省普通学務局編『昭和二年四月現在 師範学校=関スル調査』(1928年1月15日)以下各年度の『師範学校=関スル調査』による。
- 19) 文部省大臣官房総務課記録班所蔵。
- 20) 各年度『師範学校=関スル調査』による。
- 21) 『日本帝国文部省年報第三十六回』下巻, 『同三十七回』下巻による。
- 22) 文部省大臣官房総務課記録班所蔵。
- 23) 同上。

- 24) 各年度の『師範学校ニ関スル調査』による。
- 25) 前掲『昭和六年四月現在 師範学校ニ関スル調査』による。
- 26) 『発達史』第3巻, 506~508 ページ。
- 27) 『同上』第3巻, 596~597 ページ。

文部省は、同日発表した「文部省訓令第七号尋常師範学校生徒学資支給ニ関スル件」で、従来の制度は画一的で詳細に決められていて「地方ノ情况ニ応シテ取捨ノ便ヲ欠クコト 歎カラス」とし、「被服ノ品質数量ノ取捨増減ヲナス等ハ實際支障ナキ限リハ地方ノ適宜タルヘシ又雜費トハ即チ從來ノ所謂日用品修理及湯浴一週間手当等ヲ概括シタルノ旨趣ナレハ従前ノ如ク悉ク之ヲ支給スルモ又ハ其幾部ヲ支給スルモ是亦實際差支ナキ限リハ地方ノ適宜タルヘキナリ……之ヲ要スルニ本令ハ畢竟地方ヲシテ其情况ニ応シ運用ヲ自在ナラシメントスルニ外ナラス」(597 ページ) と趣旨を説明していた。

- 28) 『同上』第3巻, 659 ページ。
- 29) 『同上』第5巻, 566 ページ。
- 30) 文部省普通学務局編『全国師範学校長会議要項』(1915年3月22日) による。
- 31) 青山師範学校編『創立六十年 青山師範学校沿革史』1936年11月15日, 369~373 ページ。
- 32) 1909年2月8日文部省令第六号によって「師範学校規程」に付加えられた、長期間小学校または師範学校の教員に従事した者の子弟に対して「支給スヘキ学資ヲ増加シ又ハ他ノ生徒ニ先チテ公費生トナスコトヲ得」(『発達史』第5巻, 579~580 ページ) という優遇措置の具体的運用である。
- 33) 文部省普通学務局編『大正十一年度師範学校ニ関スル調査』(乙) (1922年10月25日) によれば、入学準備金、仕度料などを支給していたのは11府県、被服費を他学年へのそれと差をつけて第1学年に対してより多く支給していたのは5県であった。資料を十分得ることができなかったのていつから区分がなくなったのか確認できないが、この調査では単に「給費」となっている。やや時期を下った『昭和二年四月現在 師範学校ニ関スル調査』によれば、入学準備金を支給していたのは3府県であった。
- 34) 前掲『昭和六年四月現在 師範学校ニ関スル調査』による。
- 35) 前掲「満州事変前後における師範学校政策に関する一考察」80 ページを参照されたい。
- 36) 文部大臣官房文書課編『昭和八年 文部省例規類纂』1934年3月20日, 5~6 ページ。
- 37) 「地方長官会議ニ於ケル鳩山文部大臣訓示要領」『文部時報』第447号, 1933年5月11日, 3~4 ページ。

む す び

師範学校第二部修業年限延長の問題は、文部省内における準備が始められた当初においてはおそらく中等教育を終えている者を対象として教員養成を行なうことによって、初等教育で課すべき知識水準を向上させるという意味での「優良ナル」教員を確保できるだろうという期待を全然含まないというものではなかったはずである。その期待を文政審議会における中川文部次官の発言に見出すことはそう困難ではない。ただ小学校教員の養成は長期間の「教育者精神」の徹底によらなければならないという文部省の伝統的な教員養成観が強固に存在し、また根付いているという状況のもとでは、第二部をも師範学校の本体とするだけでは、いいかえれば理由はどうあれ教員養成の問題から出発する限り、修業年限を2年とする案を実現することはできなかったであろう。第二部修業年限の延長は、教員養成はどうあるべきかという論点をおしすすめた結果ではなく、むしろそれを素通りして最も現実的な効果、時代の要請に応え得るという条件下で、すなわち「思想問題」対策と地方財政緊縮の課題に応えることができるとの判断があってはじめて実行可能となったのである。特に地方財政緊縮方針との関連は、「師範学校規程」改正後の運用の実態が如実に示しているように強いものであった。だからこそ学校制度上の改正としては、第二部修業年限の延長のみが「師範教育令」改正の動きから切離されて実現したのであった。

従って、年限延長を実施するに際して文部省はもちろん一通りの趣旨説明を行なうことは

行なったのだが、年限延長によってどのような教育上の効果をもたらすことができるのかを積極的に説くことは不可能であり、かつまた不要であった。行政指導の具体的内容が学校制度の運用に限られていたことは、教員養成の理念の展開なしに制度改正が行なわれたことと対照的であり、第二部修業年限延長問題の背景をもよく示していた。学校制度の運用については、教育費の支出を抑えることさえ実現できれば十分なのであった。

「師範学校規程」第二条、第四条の改正は学級数の変動が端的に物語っているように第二部の位置に著しい変化をもたらした。文部省が第二部について積極的施策を行なったからではなく、地方財政緊縮方針のもとで道府県が行なった措置の結果、第一部の相対的位置が低められたことによって「第一部ト対等タラシメ之ト併行シテ共ニ小学校教員養成施設ノ本体タラシムル」という文部省の企図はほぼ実現した。量的な点では第一部と「対等」であるという以上に、むしろその比重は高まったといえよう。

にもかかわらず、第二部修業年限の延長は第一部第二部を「併行」とするという師範学校制度の矛盾を一層拡大するものとなったのである。そもそも中等教育終了者を教育する機関と同じく中等教育の階梯に位置づけること自体既に問題を含んでいたが、修業年限の延長は第二部卒業生に対して新たな資格を与えたり、卒業後の待遇の改善と結びついたという訳ではなかったから、常に一定数の「質」の高い入学者を確保することは非常に困難な課題となったと思われるからである。他方、入学定員はそう多くはないが、第二部と同様に中等学校卒業以上を入学資格とする臨時教員養成所（修業年限2ないし3年）、高等師範学校（同4年）、女子高等師範学校（同4年）等の中等学校教員の養成機関があり、第二部修業年限延長の結果これらの教育機関との修業年限の差はより小さなものとなったから、中等教育終了者にとって第二部の意味は以前に比較して小さなものになったに相違ない。特に、中学校は上級学校へ進学することが最も正統な道であると考えられていたから男子の場合に「質」の高い入学者を確保することは一層重要な課題となるはずであった。

また、第二部における教員養成はもっぱら「教育者精神ノ涵養」に力点を置き、入学者が中等教育を終えていることによって特徴づけられる要素というものはきわめて希薄であったから、第二部を第一部と「併行」させるという意義もこれまた希薄であった。

同じ中等教育機関として位置していた師範学校へ中学校、高等女学校卒業者を入学させるという制度はいずれ何らかの形で解消されなければならなかった。1931年「師範学校規程」改正は、師範学校制度がかかえていたこの矛盾をさらに深め、新たな制度改正の必要性を一層際立たせるものとなったのである。実際文部省は、改正「師範学校規程」実施後ほどなくして1931年8月には通常「田中文相案」と呼ばれている「文部省学制改革案」を公表し、そのなかで師範学校については「高等学校、即チ現在ノ中学校卒業程度ノ素養ヲ受ケタ者ニ更ニ三年間教育学上ノ知識教養ヲ与フ。但シ当分ノ間二年トシ現在ノ二部ヲ維持スル」とし、さらに「二年制高等学校、即チ現在ノ高等小学校ヲ卒業シタ者」を入学資格とし修業年限2年の師範学校予科を設けるという構想を示した。この案では従来の第一部は廃止されることになっており、第一部第二部「併行」状態の打開の方向は、文部省にあっては師範学校を中等教育の階梯にのみ連続させるということしかなかった。文部省が、この案をどのような手順を踏まえて実現しようとしていたのか不明である。実際手順や実現の条件といったものを何ら考慮していなかったのかもしれないが、結局実現するまでにはいたらなかった。にもかかわらず道府県の手による「師範学校規程」第二条、第四条の運用の実態は、来るべき師範学校制度改正の方向は「田中文

相案」が示した師範学校しかないという現実的基盤，第二部の比重が相対的に高くなっているという意味での現実的基盤を醸成していたのである。

〔付記〕 この論文は，1976年度日本学術振興会採用共同課題「近代日本の教師教育に関する歴史的研究」（代表者 佐藤秀夫）に流動研究員として参加して得られた研究成果の一部である。